

第六十四回国会
衆議院
法務委員會議録第五号

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 福永 健司君

理事 沖本 泰幸君

理事 石井 桂君

理事 羽田野忠文君

理事 黒田 寿男君

理事 三宅 正一君

理事 岡沢 完治君

出席國務大臣

法務 大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省人権擁護局長 影山 勇君

委員外の出席者

参事 考 稲川 龍雄君

参事 考 藤本 英雄君

参事 考 宮崎 澄夫君

参事 考 関田 政雄君

参事 考 福山 忠義君

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

参事 考 室長

辞任 補欠選任

下平 正一君 中谷 鉄也君

同日 辞任 補欠選任

中谷 鉄也君 下平 正一君

十二月八日

外国人登録証国籍選択の自由に関する陳情書外

二件(貝塚市議會議長河内喜代吉外二名)(第五

号)

商法の一部改正に関する陳情書(大阪北区堂

島浜通り一関西経済連合会長芦原義重)(第五

号)

商法の監査制度改善に関する陳情書(東京都中

央区銀座四の二の一五日本公認会計士協会长

井口太郎)(第五二二号)

司法修習生の志望別分離修習反対に関する陳情

書外三十件(東京都千代田区霞ヶ関の一の第一

東京弁護士会長大塚喜一郎外三十名)(第五三

号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

(内閣提出第一九号)

○高橋委員長 これより會議を開きます。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

を議題とし、審査を進めます。

本日は、参考人として、早稲田大学客員教授で

弁護士の藤木英雄君、慶応義塾大学教授の宮崎澄夫

君、日本弁護士連合会公害対策委員長関田政雄君

が御出席になっております。

参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席くださいまし

て、まことにありがとうございます。ただいま

本委員会において審査中の人の健康に係る公害犯

罪の処罰に関する法律案について、御意見を承り、

本案審査の参考にいたしたいと存じます。何とぞ忌憚

のない御意見をお述べいただきますことをお願い

いたします。

なお、議事の進め方は、最初お一人十五分程度

御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に

お答え願いたいと存じます。

それでは、稲川参考人からお願ひいたします。

稲川参考人 それでは御指名によりまして、私

が本法案に関する私なりの考えております意見

を若干申し上げます。

時間がありますでしたが、私なりの考えで法

案を慎重に検討いたしましたつもりであります。言っ

てみれば、私どもにはいろいろな希望もあります

し、理想としての要望もあります。そして、それ

らの要望を刑罰法規としてとらえた場合、立法作

業として困難な問題とか、あるいは刑罰法規とし

ては、いまだなじまない問題というものがあるわ

けであります。

しかし、人の健康を侵す公害に対する措置は、

これは一刻も猶予を許さないというのが本来であ

ります。そうかといひまして、私は公害に対する

刑罰法規というものが、成立させれば、公害問

題が解決するなどのことは、これはだれでも

そうであります。毛頭考えておりません。これ

は刑事司法というものの関与する分野というもの

がおのずから限界があるという、その役割は補

充的のものであるということから当然だと思いま

す。

公害を防止するためには、まずもって的確にし

て強力な行政諸施策の実施とともに、企業関係者

の真剣な努力というものと、地域住民の一致した

協力を必要とするということは、これは申すまで

もないことであります。したがって、刑事司

法の面におきまして、公害に対する刑事罰とし

てとらえるための各種の理論的あるいは実務的

困難というものを克服いたしまして、公害に対処

する総合政策の一環として、国民の健康にかか

る公害を生じさせる行為を処罰して、公害の未然防

止をはかるというための本案が提案されましたこ

とにつきましては、これは全面的に賛意を表しま

す。

このように行政措置の実施とともに、刑事法上

も公害の抑止を目的とした特別の処罰規定を設け

るようにする動きというものは、ひとりわが国ば

かりではございません。たとえば、アメリカ、ス

ウェーデン、ソビエトロシア共和国におきまして

も、すでに国民の健康等に対する危険な行為を刑

事法の対象として規定しております。そのほか

西ドイツ等におきまして、刑法上にこの種の規

定を設けようとする作業が進められておるよう

であります。これらの諸外国の立法の動向は、い

わゆる公害罪法案の策定にあたって、ひとつ十分

考慮していただきたいと思います。

さて、今回の人の健康に係る公害犯罪の処罰に

関する法律案の特色として指摘されます点は、第

一に、公衆の生命または身体に危険を生じさせる

行為を処罰するという点にありまして、公

害の事前防止をはかることによりまして、い

わゆる公害罪法案の策定にあたって、ひとつ十分

考慮していただきたいと思います。

第二は、公害を生じさせる行為は、本来事業活

動の一環として行なわれるものであることを考慮

いたしまして、法人または個人の事業主をも処罰

するということ、つまり行為者と法人を処罰する

両罰規定を置いた、こういうこと。

それから第三点は、公害関係事件の特殊性、複

雑性ということにかんがみまして、その適正な処理をはかるために、推定に関する規定を設けたというところ。いわゆる原因と結果に対して、その因果関係を法律上推定する、こういう特殊な規定を設けた、こういうことが第三点であります。

これらの規定は、いずれもこの種事件に對して、現行刑法の上で、たとえば業務上過失致死傷罪というものを適用するにあたりまして困難な問題というものがあつてあります。そういう諸点についての解決をはかうとしてゐるものであります。刑事法理論のワク内で考えられておるところのぎりぎりの画期的な措置を講じているものではないか、かように推定いたします。

次に、この法律案についておまな問題点を取り上げまして私見を述べさせていただきます。

第一は、危険犯としての罪の定め方についてであります。

公害の防止をはかるためには、実害、すなわち死傷の結果発生を待つまでもなく、事前にその行為を規制できることにすることが必要であることについては、これは異論がないと思ひます。この法律案も、かような観点から「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」を処罰の対象としておりますが、法務省の当初の案として伝えられておるものを仄聞いたしますに、「公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた者」となつていたというのであります。この案から「おそれ」という部分を削除したということについて、種々論議を呼んでゐるようであります。

ただ、「おそれ」という文言があるにせよあるいはないにせよ、本罪を具体的危険犯としてとらえてゐるということには、これは少しも変わりはない。

元來、「危険を生ぜしめた者」という文言は、すでに現行刑法の第百十條の建造物以外の放火罪、第百十八條のガスの漏出罪というふうなものに用いられてゐる表現でありまして、その解釈も学説、判例もほぼ確定しております。実害発生の可能性のある状況をいうのだ、実害発生

の切迫

性や高度の蓋然性は必要でないというふうになされております。そこまではいかなくてもいいのだ、それより前の段階でよろしいのだ、それが実害発生の可能性という危険性で押えております。したがいまして、この実務上確定した表現を用ひまして、相当程度の事前の規制を行なうということは可能じゃないかと考えます。

他方、「危険を及ぼすおそれのある状態」という文言は、行政罰則中にこれに類する表現を用ひてゐるものもありますが、刑事法中にこれを取り入れるということについては、行為の類型としての概念の不明確性という疑念を指摘されるという問題があります。どの段階が「おそれ」であつて、どの程度まで進めば「危険」になるのだというところは、これはもとよりケース・バイ・ケースといふことで、一がいに申し上げることは困難であります。

「おそれ」という概念は、「危険を生ぜしめた者」の概念が判例、学説上定着してゐるといふほどには定着してゐないといふことはいえると思ひます。

それでは、「危険」と「おそれ」ということは觀念上異なるかといへば、これは異なるというところがある。「おそれ」のほうが「危険が生じた」というより一歩手前の概念であるかもしれませんと。ところが、「危険を及ぼすおそれのある状態」と「危険を生じさせた」という状態の自身は異なるかといふと、これは全然同一である。つまり、犯罪の対象とする有害物が一定量蓄積されたという状態でありまして。

それでは、「おそれ」という時点で、犯罪の既遂と認定するには、現実問題としてどうすればいいかといふ問題があると思ひます。たとえば、先般国会で取り上げられた事例のように、水底の微生物が工場のある有害排出物によって、犯罪の対象となる程度に汚染されたといふ仮定いたします。しかし、このことは、だれがどこで、いつ、どんな地域で、どんな方法で一体認定するのでありましようかといふ疑問がある。これは、犯罪の既遂の認定をその時点でとらえるといふことは、かなり困難が伴うのではないかと考へられる。

もちろん、困難と申しまして、川と海とでは困難性は違ふ、これは考えられる。

いま、かりに工場等の排出物が、どの程度の時間を経過すれば水底の微生物を犯罪の対象となる程度に汚染するかなどという科学的証明を一切抜きにいたしまして、捜査の結果——捜査といひましても、犯罪の嫌疑がなければ捜査はないのであります。科学的調査の結果判明したとしますならば、その段階で、「おそれ」として危険罪は既遂と認定することができまゝ。しかし、右のような時間的経過の段階で、「おそれ」を認定したといひたしまして、その微生物が魚介類の常食であるといふことが前提ならば、すでにその時点で、その魚介類の体内にも同程度の有害物質が蓄積されてゐると見るのが通例じゃないかといふふうになります。したがつて、この点の詰めが具体的に判明しないので、「おそれ」という危険性の近接論だけを論議するといふことは、実りのない議論に終わる、それこそおそれがあります。むしろ通常の事態では、魚介類の汚染程度の発見から逆及いたすといふことになるのではないかと、うおそれがあるものであります。

しかし、他面またこの法案の目的といふものは、第一條で「他の法令に基づく規制と相まって公害の防止に資する」となつております。ではこの場合、直接関係のある「他の法令」とは何かといふことになりまゝと、大気汚染防止法の一部改正案及び水質汚染防止法案が用意されておるに、いずれも直罰規定を設けることとなつておるようであります。それによりまゝと、いずれの法案においても、排出基準に反する排出をした者は「六月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する」としておるようであります。すなわち、前述した事例の水底の微生物等の汚染状態を待つまでもなく、有害物質排出の時点において予防措置が講ぜられるのであります。

そうしてみまするならば、本法案において、「危険を生ぜしめた者」の時点で、危険犯としてこれをとらえるといふ考へ方は、法案第一條の「他の法令に基づく規制と相まって公害の防止に資する」という立法目的に沿ふものであるといふふうに考へます。したがつて、その意味におきまして、提案どおりの表現とするのが適切であると考へる次第であります。

第二は、この法律案が処罰の対象を「人の健康に係る公害を生じさせる行為」に限定してゐることについてであります。この点につきましましては、財産権に対する被害をはじめ、騒音、振動、悪臭等の生活環境全般にかかる公害についても、この法律案による処罰の対象にすべきではないかといふ御意見があらうかと思ひます。

生活環境の保全は、もとより私どもにとりまして重大な関心事でありまして、私個人といたしましても、可能な可罰規定がもしできるならば、それにこしたことはないと思ひます。しかし、この問題は、生活環境を侵害する行為のすべてを公害罪としてとらえて、刑事法の対象とすべきかどうかといふことはおのづから別の問題ではないかといふふうに考へます。と申しますのは、生活環境にかかる被害といひましても、たとえば庭木が枯れる、洗たくものがよごれるから始まりまして、飛行機の騒音、自動車、ラジオ、テレビ等電波放送の騒音等、その内容はあまりにも多種多様でありまして、これを一律に同じ犯罪として、刑罰の対象として公害罪に取り込むといふことは可罰的評價に差異があります。それに類型性に欠けるばかりでなく、実際問題として相当ではないのではないかと考へられます。その上、法理論として見ましても、このように、それらの中には一般に違法性の低いと考へられる類型の犯罪に對してまで、実害がいまだ発生してゐないといふ段階の、危険の段階で処罰するといふことは許されないのではないかと考へ、法理的な疑問があります。

このような生活環境にかかわる被害を生じる公害につきましましては、国民のモラルの問題として、

險を生ぜしめた者」の時点で、危険犯としてこれをとらえるといふ考へ方は、法案第一條の「他の法令に基づく規制と相まって公害の防止に資する」という立法目的に沿ふものであるといふふう

に考へます。したがつて、その意味におきまして、提案どおりの表現とするのが適切であると考へる次第であります。

第二は、この法律案が処罰の対象を「人の健康に係る公害を生じさせる行為」に限定してゐることについてであります。この点につきましましては、財産権に対する被害をはじめ、騒音、振動、悪臭等の生活環境全般にかかる公害についても、この法律案による処罰の対象にすべきではないかといふ御意見があらうかと思ひます。

生活環境の保全は、もとより私どもにとりまして重大な関心事でありまして、私個人といたしましても、可能な可罰規定がもしできるならば、それにこしたことはないと思ひます。しかし、この問題は、生活環境を侵害する行為のすべてを公害罪としてとらえて、刑事法の対象とすべきかどうかといふことはおのづから別の問題ではないかといふふうに考へます。と申しますのは、生活環境にかかる被害といひましても、たとえば庭木が枯れる、洗たくものがよごれるから始まりまして、飛行機の騒音、自動車、ラジオ、テレビ等電波放送の騒音等、その内容はあまりにも多種多様でありまして、これを一律に同じ犯罪として、刑罰の対象として公害罪に取り込むといふことは可罰的評價に差異があります。それに類型性に欠けるばかりでなく、実際問題として相当ではないのではないかと考へられます。その上、法理論として見ましても、このように、それらの中には一般に違法性の低いと考へられる類型の犯罪に對してまで、実害がいまだ発生してゐないといふ段階の、危険の段階で処罰するといふことは許されないのではないかと考へ、法理的な疑問があります。

このような生活環境にかかわる被害を生じる公害につきましましては、国民のモラルの問題として、

險を生ぜしめた者」の時点で、危険犯としてこれをとらえるといふ考へ方は、法案第一條の「他の法令に基づく規制と相まって公害の防止に資する」という立法目的に沿ふものであるといふふう

に考へます。したがつて、その意味におきまして、提案どおりの表現とするのが適切であると考へる次第であります。

第二は、この法律案が処罰の対象を「人の健康に係る公害を生じさせる行為」に限定してゐることについてであります。この点につきましましては、財産権に対する被害をはじめ、騒音、振動、悪臭等の生活環境全般にかかる公害についても、この法律案による処罰の対象にすべきではないかといふ御意見があらうかと思ひます。

生活環境の保全は、もとより私どもにとりまして重大な関心事でありまして、私個人といたしましても、可能な可罰規定がもしできるならば、それにこしたことはないと思ひます。しかし、この問題は、生活環境を侵害する行為のすべてを公害罪としてとらえて、刑事法の対象とすべきかどうかといふことはおのづから別の問題ではないかといふふうに考へます。と申しますのは、生活環境にかかる被害といひましても、たとえば庭木が枯れる、洗たくものがよごれるから始まりまして、飛行機の騒音、自動車、ラジオ、テレビ等電波放送の騒音等、その内容はあまりにも多種多様でありまして、これを一律に同じ犯罪として、刑罰の対象として公害罪に取り込むといふことは可罰的評價に差異があります。それに類型性に欠けるばかりでなく、実際問題として相当ではないのではないかと考へられます。その上、法理論として見ましても、このように、それらの中には一般に違法性の低いと考へられる類型の犯罪に對してまで、実害がいまだ発生してゐないといふ段階の、危険の段階で処罰するといふことは許されないのではないかと考へ、法理的な疑問があります。

または民事法規における不法行為の問題として、さらには関係行政諸法令上のきめのこまかい施策によりまして対処していくべきが当面の筋道ではないかというふうに考えます。

第三は、共犯関係、つまり共謀関係のない多数の者が同時に有害物質を排出して公害を生ぜしめるといふ、いわゆる複合公害の問題であります。

この法律案は、規定のしかたから見まして、このような複合形態の公害は処罰の対象にはならないものとしてと解釈されます。しからば、このような複合公害をどう扱うかという問題は、推測いたしますに、基本的には立法政策の問題であらうというふうに思います。すなわち、右のような複合形態の場合に、結果に対する寄与の度合いのいかんにかかわらず、そのすべてを一律に処罰の対象としたますれば、ほんのわずかな量しか排出していない者もこの法律案の対象に含まれるということになりまして、理論的にはともかくとして、実際問題としては著しく妥当を欠く、こういうふうな考えです。

最後に、その他の若干の問題点に關して述べますと、その一は、第五條の推定に關する規定であります。いろいろの考え方の中には、公害の特殊性から見て、刑事法の大原則を変えて、疑わしきは罰すべきであり、この規定の要件をさらにゆるやかなものにしてはどうかという御意見があるようにも承ります。しかし、刑事法に刑事責任を課する推定規定を設けるということ自体は、これは画期的な立法といわなければならぬのであります。いかんとなれば、いわゆる公害関係事件の捜査、公判を通じて最も問題となるのは、行為と危険発生という結果との間における因果関係の存否についてであるといふことは、容易に推測される。ところが、公害の実態を見ますと、現在の通常の科学的知識を活用しても、なおこの関係を解明し得ない場合もあり得ると考えられます。そこで、人間の健康に關係する公害という特殊状態に限って科学的証明を要せずして、因果關係ありとする法律上の推定の規定を設けたものでありま

して、もし責任なしとするならば企業者側に証明をさせるという、立証責任の転換を企図したものでありまして、したがってこの種の規定を設けることは、人権保障と直接關係のある刑事責任の刑事法の性格に照らしまして、厳格な条件を定めることによつて、はじめて許されるというふうに考えられます。この法律案は、有害物質を、そのものの排出だけでも公衆の生命または身体に危険が起る程度に大量に排出することや、その排出で普通発生するであろう地域内に、同種類の有害物質による危険が現に起きているということを条件として定めております。この程度のことは、その内容から見まして、疑わしきは罰しないという刑法の大原則の精神を貫いておるといふふうに考えます。

その二は、法人の犯罪行為能力を正面から認めてはどうかという点についてであります。この点は、まだ刑法理念の上で解決されていない問題である上に、この罪についてだけそのような理論を採用するということは困難であらうと思ひますので、やはり従来どおりの立法形式によることが相当であると考えます。

その三は、いわゆる食品公害を含めるかどうかという問題点があるようであります。御承知のように、この種のものは公害対策基本法に含まれておりません。検討されておることとは思ひますが、含まれてないということにはそれ相当地の理由があるのではないかと思ひます。

前述のように、本法案のたてまえというものは、基本法に含まれてゐる公害を前提として、その中でも、人の健康上被害防止の急務とする公害に限つておるのであります。公害といふ認定されないものを本法案の対象とすることは、公害防止に關する他の法令に基づく規制と相まって公害防止に資することを目的とする法案の立法目的に沿わないことになるので、右種類のみを直ちに刑事法の対象とする公害としてとらえて具體的危険犯とすることは、立法技術的に見ても相当でない、かように考えます。

さらに付言いたして申し上げるならば、食品に人の健康を害する物質の混入を禁止したものに、食品衛生法四條、五條があります。これらの規定を含めて言へば、おおよそ食品に人の健康を害する物質を混入すること、基準を越えるの越えないのといふ問題ではないのであります。絶対に混入を禁止する問題でありまして、混入した時に混入している具體的危険犯とは異にするという点においてです。この種の事犯は、現行刑法の業務上過失致死傷罪とか關係行政法令を十分活用して所期の効果ををはかるべきが適當であると考えます。

第四は、刑についてであります。この法律案以上の重い刑を科すかといふ点であります。この法律案の刑は、刑法上のガス漏出罪とか業務上過失致死傷罪との対比上、あるいは対象となる企業にはさまざまな規模のものがあること等を考慮されて、この法案程度の刑ができたと思うのであります。私はこの程度のものが相當であるかと考えます。

以上の理由をもちまして、私はこの法律案に賛成をいたします。
以上でございます。(拍手)
○高橋委員長 次は藤本参考人、お願いいたします。

○藤本参考人 御指名にあずかりまして、ただいま御審議中の人の健康に係る公害犯罪の処罰に關する法律案につきまして、私のさしあたり考えておりますところを述べさせていただきますと存じます。まず、結論から申し上げますと、人の健康を害する公害を犯罪として罰するというこの法案の基本構

想につきましては、全面的に賛成いたしたいと存じます。しかしながら、今回内閣提出という形で出ております法律案には、いろいろ不十分ではないかと思はれる点もございます。そこで、この点について御審議にあたりぜひとも御考慮をわづらわしいと存ずる次第でございますので、この点について申し上げます。

まず初めに、公害を刑事犯とすることに關して賛成であると申しましたその理由でございますが、これまで公害は、社会觀念上だれが見ても許されない犯罪、いわゆる刑法上自然犯と呼ばれるものでございますが、そのような犯罪であるといふことが一般には必ずしも承認されておらず、むしろ産業發展のやむを得ざる副作用であつて、國民はその被害をまぬかすべくである、こういう考え方が強かつたように思はれるわけでござい

ます。しかし、いまや、たとえ産業發展に必然的に伴う副作用的な害悪だからと申しまして、それを國民にがまんせよと言ふことははやできない。むしろ國民の健康にそのような害を与えるような行為は、たとえ産業發展に必要なことであつても当然に許されない犯罪であるといふことをはっきりさせる、そして有害物の排出を伴うような企業活動をしておられます企業関係者の方々に自肅自戒をお願いしなければならぬ、こういう段階になつたわけでござい

ます。その意味で公害を單に國の定めた各種の排出基準、いわゆる環境基準の違反、つまり一種のルール違反といふことで規制するだけではなく、直ちに國民の健康に害を与えたものについては犯罪として罰する、こういう形にしております。この法案の考え方は、公害に關するものの考え方といふば百八十度の転換を意味するものといひまして、公害対策としてまことに重要な意義を持つものと存ずる次第でございます。そのような意味合いで、公害罪法案と俗に呼ばれておりますこの法案の根本的な考え方には全く賛成でございます。

しかしながら、ここに提出されております法案

の個々の規定を拝見いたしましたし、いろいろ考えてみますと、なおいろいろお考えを願いたいと思うような点があるわけでございます。

第一は、処罰の対象となる公害の種類についてでございます。

法案では、処罰の対象となります公害の種類を、工場または事業場における事業活動に伴って有害物質を排出することにより発生するもの、この限定したしております。この限定につきましては、まず犯罪の主体を「工場又は事業場における事業活動」この限定しております点は、まことに正当であらうと思われるわけでございます。いわゆる都市公害と申しますような個人の家庭排水などの集積による公害を犯罪として罰するということは、実際上も不可能であり、同時にまた、公害の被害者という面を持つ一般市民にかえてこれを加害者として刑罰を科するということが適切でないということからいえるのではないかと思っています。

しかしながら、この主体は工場または事業場における事業活動に伴うもの、この限定することはよろしいのでございますが、その公害の内容は結局大気汚染、水質汚濁の二つにしばられるということになるかと思われ、公害対策基本法などにあげられております公害のうち、この二つが特に公害の健康を脅かすという点で放置しがたい重要なものである。そのような点からこの二つを特に取り上げたということについては、まことにけつこうな御判断であらうかと思われ、まことに、しかしながら、その判断の基準といたしまして、公害の健康を脅かす点で特に重要である、このお考えであつたといえますならば、公害の健康を脅かす公害、あるいは厳密な意味では公害とはいえないかとも思われますけれども、公害に類する大規模な災害ということになりましようか、そのようなものといいたしまして、飲食物、薬、化粧品そのほかいろいろの食器や家具などについております塗料などの添加物、それからおもちゃなどについております添加物、こういったいろいろな

種類の有害物質の付着した薬品、食品、化粧品、家具、食器、おもちゃなどに伴います被害というものは、これはいづれも直接体内に摂取されるというものであるかあるいは直接はだに触れるというものであるか起る被害でございます。その意味で、これらのすべてを取り上げるかどうかは別といたしまして、少なくとも食品公害あるいは薬品、化粧品などの公害といわれるものにつきましては、この法案の提案趣旨からいいたしまして、ぜひともこのような種類のものをこの法律の中に含めるといふことについて御考慮願えないだろうか、こう存する次第でございます。

現に、たとえば大規模な食中毒事故というものは過去何回も起こっております。ミルクの中毒事件であるとか、油の中に機械の有害な塩素物質が入ったというようなことによつて起こった大規模な災害というものが現に発生しておるわけでございますし、また睡眠薬による奇形児の被害というようなものも発生しておるわけでございますし、それらの被害は長期にわたつて現在までなおその傷あとを残しているというような点からいいたしますと、大気汚染、水質汚濁に伴う公害以上に重大な被害を国民に及ぼすものではないか、こう考えるわけでございます。

そのほか、技術開発に伴つて各種の建材、有機物質が日常生活に使われるようになり、また、将来そのような被害がいつ発生するか予測しがたいものがあるわけでございます。その意味で、こういった種類の災害についてもぜひとも立法にあたりまして御考慮願いたい、こう考える次第でございます。

第二点は、処罰にあつて具体的な被害を待たず、できるだけ痛ましい犠牲者が現実に発生するより以前に、事前に被害を防止するということが出来るような形の法律であつてほしい、この考えのわけでございます。この点で、この内閣提出の法案は、有害な物質の排出により公害の生命または身体に危険を生じさせたときに処罰する、こういういわゆる具体的危険犯の規定となつてい

わけでございます。確かに生命または身体に対する具体的危険の発生で罰するということは、実害発生以前に罰するというに比べますと一歩前進した点があるわけでございます。しかしながら、その具体的危険の内容といふことを考えてみますと、この危険の発生といふ概念はややあいまいな点もございしますが、大体これまでの学説や判例で固まつてきております線に沿つてまあ厳格な解釈をしてまいりますと、例といたしまして有毒物質として水銀をあげてみますと、水銀中毒患者がすでに発生したと診断される場合には、これは障害そのもの、具体的被害の発生でございますが、その具体的危険を発生させたという時点は一体どのような点であらうかと考えてみますと、結局、水銀の中毒患者であるとはっきり診断はされない、しかしながら、身体に水銀が相当大量にたまつていて、いつ発病するかもしれない要注意患者であると、こういった程度の診断がつけられたときに、その当該個人に対する生命、身体、危険が生じ、かつそのことを知つた付近の同じような物質を食べている、同じような魚を食べているような人々が、自分も同じ病気になるんじゃないかという不安にかられる、こういう意味で公衆の生命、身体に対する危険が生じたと判断されるわけでございます。しかし、その段階は、どうも危険と限定いたしますと、水銀を含んだ魚を食べたという段階だけでとらえるのは少し無理で、少なくとも何らかの異常の徴候が見られる、経過観察を要するといふ程度にならなければ危険といひがたいのではないかと、こう思われるわけでございます。

そこで、このような点からいいたしますと、実は住民の不安という点から申しますと、日常食べております魚が水銀でよごされているらしい、特に川の水の中に大量の水銀が流れている、こういう事実がわかつたとか、あるいはイタイイタイ病などの関係ではカドミウムが井戸水をよごしているといふようなことがわかつた、こういう段階で、しかも現実にその有害物質が住民のからだの

中に入っているということが検診の結果わかつたといふくらい状態になりましたときには、司法権を發動させまして、そのような排出をストップさせるような機会を持ちますことが、住民の保護のために不可欠ではなからうかと、こう思われる次第でございます。

かような観点からいいたしますと、法務省が要綱としてかつて公にした段階の条項のように、「公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある状態」いわゆるおそれ条項でございますが、このおそれ条項が含まれることが被害の早期発見、早期の防止といふことにとつてきわめて重要なことではなからうかと思われるわけでございます。おそれ条項がございせん、ただ川や海がよごされておる、その中の魚から水銀が発見されたといふ程度の段階では、ちよつとこの法律を適用することはできないのではないかと。かなりの精密検査をして要注意患者ぐらゐまで診断される人がいなければこの法律は動かないのではないかと、こう思われるわけであります。これはあるいは私の個人的な解釈理論の至らざるところであり、ほかの方においては、当局におかれては別の解釈をおとりにするといふこともあるかもしれませんが、私も、そのような点からいいたしまして、私といたしましては、おそれ条項の復活と申しますか、おそれ条項を挿入するといふようなことをお考え願えないであらうかと、こう考える次第でございます。

第三に、この推定規定についてでございます。第五条では、厳格な条件のもとに因果関係の証明について推定で足りる、そこに掲げられました前提要件が立証されたときには、当該工場または事業場のほうで自分の排出した物質によつてその病気が起こつたものではないんだ、こういうことを証明する責任を転換する、いわゆる推定責任の転換を行なう、こういう規定が設けられているわけでございまして、これは先ほどの稲川参考人のお話にもございまして、因果関係の立証といふものが科学的にいろいろ不明な点が少ない

というようなことから、とかくまあこまかな科学論争に事件が持ち込まれて訴訟が長引く、そのため被害の防止、被害者の救済ということに非常に難点が生ずる、こういった点を緩和するためにきわめて有益なことであるかと思われるわけでございます。かような推定規定を設けるということについて全面的に賛成いたしたいと存じます。

しかしながら、この推定規定の第五条におきましては、「工場又は事業場における事業活動に伴い」「公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において」という、この前段と後段の中間に「当該排出のみによつても」という条項が挿入されているわけでございます。この条項の趣旨といたしましては、たとえば四日市公害のようなタイプの何本かの煙突の排煙が、その排煙の中に含まれております亜硫酸ガスが合体して住民に被害を及ぼす、こういったタイプの公害被害については推定規定を適用しない趣旨だ、こう説明されているわけでございます。しかしながら、複合公害である、たとえば物質を数カ所の煙突から排出している、たとえば煙突が五本ありまして、その煙突からいずれも亜硫酸ガスが排出されている、それれぞれ一つ一つは有害な分量には達しないけれども、全部合算すると有害な分量に達するというような場合には、刑法の実体法の理論といたしまして、それぞれの煙突から排煙しております事業場において他の事業場の排煙と自分の排煙とが競合するならば被害を生ずる可能性があるということを知りながら排煙しているという場合には、これは相互にそれぞれの煙突と被害との間に因果関係を認めることができるのではないかと、こう考えられるわけでございます。

そのような観点からいたしますと、この推定規定につきましても、たとえば工場の亜硫酸ガスでぜんそくにかかったという主張をする被害者に対して、実はその被害は五つの全体の工場から出た亜硫酸ガスによるものではなく、他の原因に

よるものである、こういう反論をすることも十分に考えられるわけでございますから、したがつて、かような場合に、たとえば亜硫酸ガスをのどにどのくらい吸収すると被害が生ずるか、あるいはその亜硫酸ガスにさらされている人がのどをやられることについて他のいろいろな心身の特長事情などが作用しているのではないかと、こういったことな点にわたつて反論をするということによる訴訟遅延を防ぐという意味では、やはり複合公害の場合でありましてこの五条の推定規定を働かせておく意味があるのではないかと、こう考える次第でございます。

そのような意味において、この第五条の複合公害から推定規定を除外するという趣旨の規定はいささか疑問を抱かざるを得ないわけでござい

ます。なお、推定規定については、さらに同じ有害物質を数カ所から排出しているという場合に、その排出を少なくとも故意に行なっているというふうなものについては、それぞれ具体的な被害が自分のところの排煙によつて生じたものでないということとを積極的に証明しない限り、因果関係ありと判断されるというふうな趣旨の推定規定を設けることは一つの考え方ではなからうか。これにつきましては、なお多少推定の幅を広げ過ぎることになるのではないかと、この反論もあり得ると思ひますが、将来の研究課題にいたしたいと思ひますが、このようない問題もあるということも含みの上、御審議の御参考にしていただきたいと存ずる次第でございます。

以上、簡単に申し上げますが、要するに、公害を犯罪として罰するという基本方針については全く賛成でありますけれども、なお欲を申せば、処罰される公害の範囲の中に食品や薬品、化粧品あるいは食器類その他日用品の塗料などから生ずる被害についても御考慮をいただけないであらうか、この点、第二点といたしまして、いわゆる「おそれ」という条項を復活と申しますか、挿入するということにお考えいただけないであらうかという

点。第三に、推定規定の第五条の「当該排出のみによつても」という条項は、はたして必要なものであろうかどうか、これは要らないのではないかと。こういう三点につきまして私の意見として申し述べさせていただきます。何とぞいろいろ御審議の御参考にしていただければ幸いです（拍手）

○高橋委員長 それでは、次に宮崎参考人にお願

いいたします。○宮崎参考人 ただいま稲川、藤木両先生からいろいろ御意見の開陳がございました。時間の制約もございまして、私は簡単に所見を申し述べさせていただきます。元来、公害罪というものを設ける、あるいは公害罪を処罰する、そういう規定を設けるといふことの根本的な意義、それがどこにあるかとい

えば、先ほどもちよつと藤木先生が触れられましたけれども、従来公害現象といふものは適法な事業をやつていく上でやむを得ない、必然的に出てくる必要悪として認容されてもよいのだ、そういう考え方であつた。それが今日ではそういうことではいけないのだ、たとえ適法な企業、適法な事業に伴つて出てくる問題であるにしても、それはそれ相応の処置を講じてその防止に努力しなければならぬのだ、それを怠つて、そうしてことに人の生命や身体に害を加えるような、そういうことは道義的に見てもはや容認できないのだ、

こういう認識でございます。今日、このことはもうほとんどの方は肯定されておられると思ひますけれども、私どもが刑法の全面改正の審議にあたりまして、公害罪といふものを設けることを計画いたしました。その当時におきましては、まだまだそういう考えは十分には定着していなかつたようございまして、當時は設けることそのものの自体にえらい反対が見られたわけでございます。ところがそれが一昨年、四十三年の秋でございますけれども、その後、御承知のように公害の問題が、事件の発生数あるいはその質あるいは量、あるいは国民の公害に対する意

識の高まりといったようなものが、比較にならないほど急速に高まつてまいりました、増加してまいりました。そういう時点におきまして、刑法の全面改正を待たずしてこういう法律をつくるということについては、むしろ私として大賛成でございます。

ただ、全面改正におきましては、まだ全部完了するといふのに多少の日子を要することでもありまして、またこまかい点になりますと、たとえば法人の処罰とか、あるいは推定規定を設けるといふような問題につきましては、現在の刑法理論の立場からは異論がまた少なくございません。そういうことでこういう特別法といふものを企画されましたことはまことにけっこうなことであり、国民の切実な要望にこたえる答えの一つであるといふふうに考えております。したがひまして、基本的にはむしろこの案に賛成でございます。

ただ、これはもうおわかりとは思ひますけれども、いま申し上げましたような公害を発生せしめるような行為、これは全部だとはもちろん言いませんけれども、そのうちのあるものが、先ほど申しましたように道義的に見て許されないうんだ、固

有の意味における刑法的な犯罪だといふことの認識、それを明確にするといふことの意味、それともう一つは、もつと実体的な、つまりこれによつて公害の発生を防止するあるいは少なくする、こういう実体的な、実践的なねらい、この二つがとかく混線するのであります。どちらにウェイトを置くかといふことをこつと申しますと、いろいろ誤解を生ずるわけでございしますが、いずれにしてもこの二つが問題になつてくる。そこで、あとのほうの實際上こういう法律をどういうふう

承知のように、公害は他の現象に見られないような、いろいろな複雑な問題がからんでくる。複合現象とかあるいはまた集団現象とかあるいはまた責任者の交代とか、あるいはまた行為から結果への因果関係の複雑性とかいろいろの問題を含んでおります。これらの問題をどこから見ても余すところなく十分な立法をさしあたってやろうということは、これはまことに困難なことでございます。したがって、立法にあたりましてはある程度の不備は、これは認容していく。もつと根本的なところへひとつ頭を置いた上で、立脚した上で、とにかくこの法律を成立させるという形でお考えをお願いしたい。こまかい点はあとでまた申し上げますが、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで、先ほどの「おそれ」という問題でございますが、確かにそういう案もございました。大体「危険」の概念というものは、これは幅のあるものでございます。またドイツの参考書などを見ましても、かなり説明のしかたに違いがございます。それで、ある一つの状態、ツーシチュエーションだということとはみんな一致しておりますけれども、そのどういふ状態をグラフアル、危険というのかということになりますと、人によりまして説明がさまざまでございます。詳しいことは時間がございませぬから申し上げませんが、ただ日本の判例といたしましては、先ほど稲川先生があげましたように、ある程度広く理解はしておるよう

に考へるわけでございます。たとえば、百十条の放火罪につきましては、「放火行為によつて一般不特定の多数人をして前掲第八条及び第九条の物件に延焼する結果を生ずべき虞れありと思料せしむるに相当な状態を指称する」とこの「おそれ」があると考へられるような、そういう状態というふうな説明あるいは可能性、実害が発生する可能性が考へられるような状態、そういうふうな意味でことばを使つておる判例もあるようでございます。しかし、それに対しまして、幅はござい

ます。したがって、先ほど藤木先生がおっしゃつたように、この案によりまして、公衆の生命または身体に危険を生ぜしめた、こういう場合に、どこをどういふ段階において危険を生ぜしめたということになるか、これは今後の学説あるいは判例を待つよりいたしたくないことだと考へます。ただ、私自体の考へといひましては、この原案のようでありまして、先ほどあげました例、魚の水銀の考へを考へますと、食用に供せられるような魚介類の体内に、それを食すれば健康なり、生命なりに影響を及ぼすと思われる程度の物質が蓄積されておるといふことであれば、まずまずそこまでは私は原案でいけるのだというふうに考へております。もちろん、それではまだ早いのだ、現実に人体にある程度有害物質が蓄積されてなければ、まだ危険とはいへないんだという解釈も成り立つとは思ひます。あるかもしれませ

ん。そういう解釈が行なわれるかもしれませぬ。けれども、しかし、おそらく私はそれを越えて、食用に供せられる魚介類あるいはまた稲に相当量のカドミウムといったようなものが含まれておるといふことであれば、その状態においてはすでに危険を生ぜしめたということができると判断しております。ただそれより前の状態、たとえばその魚類のえとなる物質あるいは土壌それ自体が汚染された程度であつて、農作物にはその影響が見られないといふような段階では、この案ではいいない、こういうふうにはやはり考へます。

そういうわけでありまして、この「危険」とした場合と、それから「身体又は生命に危険を及ぼすおそれのある状態」というふうないたしました場合とでは、理論からいいますれば確かに違いがございします。ないとは申しませんが私は思ひます。しかし、稲川先生も言われましたように、それでは実際の場合にそれが非常にデリケートに響くかというところ、それほどではないということ。私の考へとしては、「危険を及ぼすおそれのある状態」というほうが、理論的には、前の段階でとらえ得るという点で確かに一理ある、あるいははいえ

ると思ひますけれども、しかし、今度はその「危険を及ぼすおそれのある状態」という、その概念自体をとらえてみたときにどういふことになるか。大体「危険」という概念が、すでに先ほど申しましたように、おそれあるいは可能性といふものを含んでおるわけでありまして、そのおそれなり可能性なりを生じさせるようなおそれといふことになりまして、言いかえてみますと、おそれを生じさせるようなおそれとかあるいは可能性を生じさせるような可能性といふようなこととなるわけでありまして、こういう点に、ちよつと見たときにはことばのあいまい性といひますが、それがあつたわけですね。おそれ、どういふ段階まで来たならば既遂になるかという、そういう問題についてしるうとの方が疑点を持たれる、普通の国民が疑点を持たれるとすればそういう点にあるんじゃないかと思ひます。

ただ、私は学者といたしましては、その危険という場合の「おそれ」、それとさらにその危険を生じさせるようなおそれという場合の「おそれ」とは、意味が違つてきて、したがつてそれは十分考へられることだと考へております。ですから、「危険を及ぼすおそれのある状態」といふようなものが、矛盾であるとか成り立たない、そういう概念的に成り立たないといふことは申しません。しかし、今度そういう場合に、普通の人が通俗的に見て何か不安を感じるということも否定できないと思ひます。その点もあわせて御考へ願ひたい。

それでは、おまえはどういふ考へを持つておるかといへば、それは学者としてほんとうにこの条文ができたときに解釈した結果はどういふことになるかといへば、私はやはり「おそれある状態」といふふうなことを入れたほうがベターであると思ひます。ベターであると思ひますけれども、しかし、それはわれわれが学問的な領域からものを見た場合でありまして、普通の者が、国民がそれを見た場合に、これはどうもわからぬ、いつからどういふことになるかわからぬ、そ

ういふ懸念を持つこともまた考へなければいけないのじゃないかといふふうに私は思つておるわけでございます。なお、まだいろいろほかにございしますけれども、時間がございませぬから、この点に對しまして何かまたあとで御質問があらましたらお答えいたしたいと思ひます。(拍手)

○高橋委員長 それでは、次に閣田参考人にお願ひいたします。

○閣田参考人 ただいま、以上で三人の学者の先生から本法案についての意見の開陳がございました。私は、日本弁護士連合会の公害対策委員長でございますので、もともと弁護士であります。い

われば実務家でありまして、実務家の立場から見た本法案というものの本質あるいは価値というものを申し上げまして、今回の法案審議のみならず、今後前向きに進んでいただくための資料にしたいと思ひます。本年三月に、日本の国で世界の科学者の公害に関する国際シンポジウムがございました。その外国の科学者がイタイイタイ病や四日市ぜんそくの様子を見まして、これはやはり公害ではない、犯罪ではないかといふことであると思ひます。また昨年の議会で、公害は産業発展に伴ふ必要悪であるという表現がとられておつたと私は記憶いたしております。それが、公害はすでに公害現象ではとまらぬ、犯罪現象なんだという受けとめ方が必要になつてき、さらに熟して

と考へるのであります。ただし私は、公害による被害、特に健康、身体に対する被害が、社会的にあるいは道義的に非難し、排撃すべきものであるといふことについては一歩も譲りませんけれども、だからといって、直ちにこれをもつて自然犯的構成要件をとつて処罰すること、そういうような国家の対処のしかたがはたして妥当なのかどうかといふことはおのずから別問題だと考へるの

であります。その意味におきまして、人類が長年にわたつて積み重ねてまいりました人権保障という輝かしい文化的成果であります。これといま

対決せんとしている時期に再会したわけでありま
す。その点におきまして、刑罰法規の制定にあ
たってはまずその刑罰法規というものをいかに受
けとめるかという基本的姿勢の問題がある。

法律案によりますと、他の法律と相まって公害
の防止に資するという目的をうたっているといっ
ますけれども、これはわれわれが常に申ししてお
ります、いわゆる一般予防的なものであります。
刑罰の威嚇をもって公害現象を抑止せんとする。
しかし、これは目的そのものと考えていただい
てはいけないというところは、もうすでに御承知の
とおりであります。目的は公害を防止することな
んです。罰することはやむを得ざる処置なんです。
しからば、刑罰の威嚇をもって公害をどれほど
予防できるか、こう申しますと、これはあくまで
も第二次的であるというところはすでに御承知のと
おりと思うのであります。したがって、公害防止
の第一次目的たるべき政治的行動あるいは法律と
いうものがあるということはどうしても忘れるこ
とはできないと私は存じます。

第二番目に、刑罰法規制定にあたって順守すべ
き原則と理念があります。それは二つございま
す。一つは、迅速、的確に犯人をつかまえてき
て、しかも迅速、的確にこれを処罰すること。別
なことで申しますと、罪なき者を罰するという
危険をおかしてはならないとともに、免れて恥な
き徒を放免してはならないであります。これが迅
速、的確に捕えてきて裁くという理念でありま
す。しかし他面、人類が多年にわたって打ち立
てました文化的遺産として、基本的人権をじゅうり
んしてはならないという基本的人権に対する感覚
であります。これをじゅうりんするようなことが
あつては、角をためて牛を殺す結果になる。この
点は特に御注意を願いたいと思うのであります。
さて、今回の法案は、御承知のように公害罪――
「人の健康に係る公害犯罪」という表現ですが、
ことばを略しまして公害罪と今後もし述べます。
公害罪は実質犯としてのとらえ方でございましょ
う。なぜ実質犯としてとらえたか。処罰する上に

おいて行政犯の構成要件をとることは可能であり
ます。しかし、行政犯の構成要件をとると、それ
は形式犯だということばで置きかえられまして、
本来罪でない者を罰せられるのだというどうも抵
抗意識を燃起することになる。罰しておられるん
じやない、運が悪かったのだという法律が、
これはたくさんございまして、公職選挙法というよ
うなものもその一つでございまして、道路交通
法というものもその一つでございまして、戦争
中の食糧法あるいは統制法、みなそうでございま
した。しかし、私は現在の段階においては行政犯
的組織をとったからといって、それはほんとうの
意味における実質犯ではないというような受けと
め方は間違つておる。なぜ実質犯の構成要件をと
るよりも形式犯あるいは行政犯の構成要件をとれ
と申すかと申しますと、これは理屈と実際の差で
あります。理屈の上では排撃すべき悪質な犯罪な
んです。けれども、実質犯で捕えにくいこうすると
捕えにくいから、捕えやすい技術的方法を講じた。
実質は自然犯だけれども、つかまえていく一つの
技術として行政犯の構成要件をとった。とるべき
であるという一つの考え方でありまして、

この意味におきまして、わが日本弁護士連合会
は、従前から実質犯で捕えることには非常に困難
があるから、行政犯の構成要件をとって、まず環
境基準というものを設定し、排出基準を定め、そ
れに対して違反する者に対しては改善命令を出し、
それになお従わない者は厳罰に処すべしという態
度をとってきたのであります。先ほどから法案の
第二条、第三条につきまして「人の健康を害する
物質を排出し、公衆の生命又は身体を危険を生じ
させた者は」これは「おそれ」があるのを抜いた
ということでずいぶん問題があるようですけれど
も、私は実家案として「おそれ」があつてもな
くてもあまり差はないと考えております。な
ぜかと申しますと、ほんとうに犯人をつかま
えてくるためには、やはりだれかの被害者が出な
ければなりません。少なくとも一人か二人の被害

者が出ない限りは、犯人をつかまえてくるわけに
はまいらぬであります。もしもその一人や二人
の被害者さえ出ない段階においてつかまえて行
こうとしますと、警察庁や検察庁は、水質汚濁の
場合は日本の全水系にわたって、大気汚濁の場合
は日本の空全体にわたって、盛んに議論していら
つていますが、プランクトンにだけだけの水銀が濃
蓄されておるか、魚の中にだけだけの水銀が濃
縮されておるかというのを不断に監視していら
つてから、概念的には非常に抽象的危険犯に近づ
いて早い段階で処罰するとおっしゃいますけれど
も、これは早い段階でつかまえるわけにはまいら
ぬ。藤本先生のどこかで発表されておられるとこ
ろでも、非常な実効あるものといえ、一人か二
人の被害者が出たときに立証が非常に簡単になる
こうおっしゃつておる。まさにそのとおりだと思
います。実際家としてはその点でございまして、
その次、本件は個人のみを罰するのではなくて、
法人そのものを併罰される、こういう規定をお
置きになりました。一大前進であります。その
法人そのものに対する刑罰が最高五百万円なん
です。水質汚濁の防止のために沈んで池を一つつ
くるのに五億円の費用を要するという会社が、五百万
円の罰金を科せられたということになれば、まさ
に私は喜んでとは申しませんが、五億円を
とるか五百万円を忍ぶかということになれば、人
間の凡情としていかなる結果を来すか。

その次に、またさらに重大な問題は、罰金刑で
ない、企業そのものでないいわゆる懲役刑に処せ
られる人間は、これは会社そのものではありませ
ん。行為者を罰するのでありますから、せいぜい
工場長とか技術部長とかいう下級職員といえど失
礼ですけれども、決して社長そのものではないの
であります。これは大きな企業になればなるほど
社長そのものは具体的なことにより接したし
ませんので、大きな会社になればなるほど下級の
人々がその責任者となつて罰せられる危険がある。
この点はいかにするかという問題であります。

二番目に、複合公害と担当者の交代の問題であり
ます。もしも実質的に処罰される者が使用人であ
るということになりましたと、公害というのは短
期間に結果の出るものじやありませんので、長期
にわたつて追跡していくうちに担当者数人かわつ
た、あるいは担当者が数人おる、あるいは危険な
状態を生ぜしめた企業が数社あるというよう
な場合には、共犯理論の上に非常に困難な問題が持
ち来たされるのであります。本法案にはその
共犯理論に関する配慮が欠けていると私は思うの
であります。

さらに、実際家として皆さん方に非常にお願
いしておきたいのは、推定規定を持ち来たされた点
であります。今回の公害罪が実質犯の構成要件を
とられたために非常に画期的な処置をされなけれ
ばならなかった。その一つは推定規定でありましょ
う。ところが、この推定規定というものは、疑わし
きは罰せずという人類が長い間にわたつて打ち立
てた輝かしい金字塔であるそれを譲り渡すことにな
るのではないか。これは第一の疑点であります。
さらに、第五条の推定の規定をしさいに検討い
たしますと、二つの厳格な要件を置いていらつし
やいます。一つは、当該排出のみによつても危険な
状態を生じ得るという要件と、同種の物質によつ
て危険な状態が生ずるという二つの要件でありま
す。これは提案者である政府のほうでは、推定規
定を置いたけれども、非常に厳格な要件のもとに
推定規定を置いたんだから安心してくれという話
でありますけれども、もしもそれほど厳格な規定
のもとにおける推定規定ならば、あまり働きませ
ん。もし働くものならば、非常に危険なものにな
る。私はその点からいいますと、あまり効用を
発揮しないような推定規定を持てきて、一方では非
常に重大な文化遺産を売り渡すというような結果
になることをおそれるのであります。どうかこの
点におきましては、他の点においては現在の段階
においてこの法案を成立させていただくことは非
常に歓迎するところでありましても、実際家
であり、あるいは弁護士会といしましては、こ

の刑罰法規の中に推定規定を持ち来たすことだけは御一考願いたいと思うのであります。

しからば、公害犯罪者を見のがしておくのかというところに相なるのでありましようが、われわれとしてはもっと早い段階において処罰する方法がある。願わくは公害対策基本法、各種の規制法令、環境基準、排出基準、これを整備していただきまして、それに関し指導し勧告を与え、さらに行政命令を発して改善命令——停止命令であります。

この行政命令を発してなお従わない者には厳重なる処罰を加えていただきたいと存するのであります。先ほど、本法案におきまして実際に懲役刑に処せられる者は下級の職員におちいるおそれがある、少なくとも工場長とか技術部長になるおそれがあるが、もしも改善命令を出して従わないから処罰するということになれば、改善命令はおそらく社長に向かって発せられるのでありましようから、社長そのものを罰することもできないのではないか。

この意味におきまして、本法案を成立せしめられた以後においても、どうぞ以上申し上げました行政的構成要件を持った、実質的にしかも早期に排出の段階において捕えてきて処罰することのできる法案を一日も早く提出していただくことを、切実にお願ひするものでございます。

以上でございます。(拍手)

○高橋委員長 これにて参考人の意見の開陳は終りました。

○高橋委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、宮崎参考人は所用のため十二時に退席したい旨の申し出がありますので、宮崎参考人に対する質疑を先に願ひたいと存じます。

申し出がありますので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 これはどの参考人にも同じことを聞くことになるのですが、宮崎さんお急ぎだから宮崎さんに対して先に……。

あなたのおっしゃることでは、要するに「おそれある」という規定はとつてもとらぬでも同じことだというふうな、むしろあつたほうがいいんだという、それがよくわからなかつたのですが、もう一ぺんそれを話つきり……。あなたの方の趣旨がらうと、あつたほうがいいと思うが、何か庶民のほうではこれを疑うように思ふからないほうがいい、このようにも聞こえましたが、この点もう一ぺんはつきり簡明におっしゃってください。

○宮崎参考人 その趣旨は、非常にデリケートな問題ですけれども、確かに早い段階で捕えようというその目的だけから考えますと、「危険を及ぼすおそれのある状態」というような文言が適当であるかと思ひます。が、しかし、同時にそれでは早い段階が、そういう表現を使つたときにどこから始まるかということになりますと、これまたあいまいな点が出てくるのではないかと。少なくともやはり専門家のかなりの検討を必要とすることになろう、そういう面もお考えをいただきたい、こういうことなんでしょう。

○鍛冶委員 そうすれば、なくて、危険が出たというときに捜査を始めるということがよろしい、こういうことにならねば、結論は。

○宮崎参考人 それは、私も専門家として考えた場合を見ますと、裁判所の合理的な解釈というものをある程度信頼しなければならぬから、です。すから「おそれある状態」というような文言を使用しても差しつかえないと思ひます。思ひますけれども、しかし、懸念という点からいへば、先ほどお話ししたような、それではいつからだ、初めはどこからとらぬだという疑問が起るから、そこでその点は考慮した上で、同時に今度は「危険」というふうにいいたしても、必ずしもそう狭くする必要もなからうから、立法は妥協と申しますから、場合によつては原案のようで通過させていただいてけつこうではないかということなんでしょう。希望は、理屈からいってどちらがベターかといへば、やはりあつたほうがよいのです。「状態」というふうにしたほうがよ

ろしゅうございますけれども、しかし、それだけで立法が解決すべき問題ではありませんから、それらの点を考慮した上でぜひともというふうには私は考えないということです。

○鍛冶委員 そうだとすると、私はたいへん考えが違ふ。そこをはつきりしたかつた。私は原案を見る前からこれはだめだと思ひました。その理由は、いやしくも刑罰法規ですから、「おそれある」となどということは、「おそれ」とはだれが判断するか。これはだれでも、被害を受けた者もおそれある、ながめていた第三者もおそれあるといえるし、これを判断する者もおそれあるといえる。刑罰法規にそういう千差万別のもをもつて臨むということは、刑罰法規としてはおもしろくない。やはりこういうことがあれば罰するんだというめどをつけないくちやいかぬ、こういう意味でわれわれは言つたのです。あなたの言われる俗論というのはその点だろふと思うのですが……。

○宮崎参考人 そのとおりでございます。

○鍛冶委員 そういふ意味でわれわれはいまでも直してよかつたと思つておるのですが……。

○宮崎参考人 「おそれ」といふことは、なるほどおっしゃるような意味にも普通とれます。とることもできますけれども、法律の専門家が解釈をいたしますれば、そういうふうな解釈はいたしません。客観的な意味において「おそれ」といふことを考へておられます。それもいままでの判例にも十分あらわれて、危険そのものの中にも「おそれ」といふことを説明してあるのです。危険といふものを説明する場合に「おそれ」といふことを判例は使つておるのです。しかし、それは客観的な意味で「おそれ」といふことをいつておるわけですから、法律の専門家が「おそれ」の解釈をする場合だつたら、そういう心配は要らないのです。要りませんけれども、しかし、先ほどお話ししたように、普通の方がそうはお考えにならないだらうというのを申し上げたのです。

○鍛冶委員 あなた、先ほど魚の例を言われまし

たが、法務当局の答弁は、いつでもとれる状態にある魚に毒物が入つたとすれば、もうそれで危険な状態だ、こう申しております。ところが、川に濁りができた。これがどういふ濁りであるか知らぬが、人によつてはこれは毒物かもしれない、いやこれはどうも単なる山くずれの濁りだと言ひかね。これでもやつぱりおそれありと言ひね。さういふようなことからいふとすれば、それはどうも何でもおそれありということになり得るから、われわれはいやしくも魚に毒物が入つたという程度でこれをつかまえるというものでなかつたら、刑法というもののつかまえてどこまでというものがなくなる、こう考へております。その点はひとつあなたと違ふことを、もう一言だけ申し上げておきます。

○宮崎参考人 私は違ふとは考えませんけれども……。

○鍛冶委員 違ふなきやよろしいでしょう。

○高橋委員長 畑和君。

○畑委員 ちょっと参考人の方にお聞きしますが、宮崎先生が早くお帰りのなようでありますので、ほかの先生にもお聞きしたいことがまだあるのですけれども、宮崎先生早く御退室になるといふことを前提にして、宮崎先生に伺ひます。

いまの「おそれ」ですが、先生のおっしゃること、私も法律家ですからわかります。ただ問題は、「おそれ」といふのは非常にあいまいな構成要件である、こゝにいわれております。しかし、刑事法規には「おそれ」といふものはないかも知れませんが、実際には判例において「おそれ」といふことはある。しかもそれを相当客観的にとらえるといふことにおいてもう一致しておると思ふ。したがつて、そなたのいふ違ひはない。「おそれ」があつたほうが事前において規制できるということと、よりベターであるけれども、実際の適用においてはそなたのいふ違ひはないであらうというお説だつたと思ひます。問題は、法律家としてはもちろんそなたの客観的にとらえることが必要だが、この法律のねらいとすると、やはり一

般的な警戒あるいは予防、抑止力、こういうことに相当な思いがあると思うのです。そういう意味で、一般的国民に対する警戒という意味では、この「おそれ」はあったほうが、先生のおっしゃるベターという意味よりもっと、あったほうがそういう意味でよろしいと思うが、その点はいかがでしょうか。

○宮崎参考人 仰せのとおりでございますが、いまの「おそれ」という表現を使ったほうがいいか悪いかにということについては、やはりいろいろな方面から検討しなければならぬのであって、ただ抑止力という方面からだけ見ることは行き過ぎではないか、こう考えておられるわけなんでしょう。

先ほど私、根本的な問題として——法制審議会でもそうなんですが、いつもこういう問題に触れて、根本の問題、つまり公害の犯罪、公害を発生させるような行為の犯罪性という問題と、もう一つは予防という問題とがいつもこんがらかってまいりまして、とかく予防、予防というところにきたがるわけです。それは確かに理由があることであらうけれども、しかし、といってやはり刑罰法規ですから、ある程度やはり概念としては明確であるということが必要なのではないかと。これはどの法律でもそうなんですが、そういうわけで抑止力だけから見れば、確かに「おそれある状態」というふうな表現を使ったほうがベターでありまして、しかし、先ほど来私が話しているような疑点もあるということでありまして、その点をもう少し簡単に、ただ抑止力ということだけで御判断にならないようにお願いしたい、こういうわけでございます。

○煙委員 先生のお話、よくわかりました。ただ先ほど先生からのお話もありましたように、刑事法の明文には「おそれ」というものはない。ただ判例的にも「おそれ」というものはもうはっきりしておる。使っておる、客観的な意味で使っておるということであれば、刑事法に「おそれ」というものを初めてここで使うということについても、やはりその意味ではベターだということ考えです。

か。——抑止力ということだけではなくて、その点はおくといまして、「おそれ」ということが非常に不快だという一方の批評はあります。しかし、明文にはいままで刑事法にはないけれども、こういった特に嚴重にこれからやっていこうという、一つの思い切った、自然犯としてとらえる行き方ですから、その際に「おそれ」のほうが広範囲であるし、より事前であるし、しかも客観的にとらえるように、すでに判例でも確定しておるから、この文字を使って「おそれ」ということを加えることは、その意味ではベターだということに思われるかどうか、こういうことです。

○宮崎参考人 「おそれ」という文言を使いましても、それはそれなりに従来の裁判所の態度からしまして合理的な解釈が行なわれるということ、私は専門家としては期待いたします。期待いたしますけれども、しかし、新しいことばでございまして、したがって、それについてとかくの議論が起る。ことに「危険を及ぼすおそれ」という、先ほどのお話のように「危険」という概念とさらに「おそれ」という概念が複合してまいりますので、その点で概念的によほどよく考えまないと、理解ができないう欠点があるわけでありまして、これは率直に私の意見で申し上げます。そういうわけでありまして、その点も御考慮いただかないと困ります、こういうわけでございます。

○煙委員 もう一つお聞きしたいのですが、先ほど藤本先生からお話が出ました俗にいう食品公害ですね。あるいは食品あるいは化粧品、そういうものの、政府の出している案文のほうの、いわゆる公害の類型とは違いますが、いわゆる公害基本法にいう公害の中に入っておりません。おりませんけれども、こうした刑事罰を立法するに際しては、やはりそれも入れたほうがいいのじゃないかと私は思う。それでわれわれは野党三党でその点を修正案として出してまして、追加して、したがって「公害等」というふうになしまして、化粧品、薬品はまたあとにいたしまして、食品だけに限って非常に問題が多いようですから、

それをこの法律の中に入れていうことで修正案を出したのですが、この点については先生の御見解はいかがですか。簡単でけっこうです。

○宮崎参考人 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。現に申し上げては少し言い過ぎであると思います。全面改正のほうでは食品公害に関する規定を入れております。もともとそれはまだ十分検討を要する条文でございまして、決して完全なものではございませんけれども、やはりそれも考慮した上で条文を入れております。それから、基本的には私はそうだと思います。ただ、なるほどそれは公害という概念に定義のしかたによつては入りますし、また普通の工場排水とか等のものとは類似した点もございまして、しかし、それが全く同じものだというわけにもまいらぬと思います。そこで、といってしかし、それをほうっておいていいというわけでは決してございませぬ。根本的にはおっしゃるのとおりだと思います。ただ御提出になりましたこの案ではたいていのものかどうか、これらの点について十分検討をしなければならぬのじゃないかという気がいたすわけでございます。それだけの余裕も、実はいま拝見したばかりでございまして、ございませぬので、その程度のことしか申し上げられないのでございませぬ。基本的には私は必要だと思ひます。

○高橋委員長 林孝矩君。

○林(孝)委員 一点だけお願いします。宮崎先生のお話の中で、実効性の上で不備な点が出てくるという御発言がございました。どういう点を想定されて不備な点と言われるのか、その点具体的に、数多くあるならば、一、こういう点、二、こういう点とこういうふうにお答え願ひたいと思ひます。

○宮崎参考人 それは、先ほど来もお話に出ておりますけれども、いわゆる普通に複合現象と呼ばれているような問題でございまして、数工場からの廃液が合して有毒なものになるといふようなそういう場合とか、それから人の交代でございまして、これも御指摘がありましたけれども、責任者が交代する、事業者が交代するといったような人の交代の問題ですね。それから因果関係の問題ですね。これはまだやはり従来の刑法理論の因果関係といふふうなものでは足りない、それだけではちよつとまかないきれないような場合が出てくるのではないかと。それでいくとちよつともの足りないような結果になるんじゃないかということ、これは詳しく申し上げますとたいへん長くなるのでございませぬけれども、そういうふうな他の犯罪に見られないような複雑な現象でございまして、そういう点で責任の問題、違法性の問題、因果関係の問題等々について刑法学上はいろいろ問題がございまして、ことに共犯との関連、承継的共犯の問題、そういうふうなものがどの程度適用されていくのか、こういうふうな難問は確かに伏在していると思ひます。だけれども、私はそれらの問題は今後この法案を契機としてわが国において刑法学者が研究すべき問題である。まさにそれこそそういう問題は克服されるべき問題であらう、この法案がその一つの契機になってほしいというのが偽らざる心情でございませぬ。

○林(孝)委員 その中の一つの、先ほど藤本先生からは五本の煙突から亜硫酸ガスが出ていという例を引かれました。全部合算すると有害に達する、こうした因果関係についての推定規定の問題が提起されましたけれども、この点については宮崎先生はどのようにお考えでございませぬか。

○宮崎参考人 これは従来の因果関係理論からいいますと、一つのある行為に随伴した事情として他の行為が入ってくるのだらうと思ひます。言いかえれば、A工場である物質をある程度排出しておる、そういう場合にB工場でもまたある程度同質の物質を排出している。異質の場合もありまして、同一の物質を排出している。C工場でも同じようにやっている。こういうような場合に、A工場からの排出行為が結果に対して原因力を持つかどうかということ、A工場での排出行為の因果関係を考えると、B、Cという他の工場の排出行為を、事情を考慮に入れた上で考えていいか

悪いかという問題だろうと思うのです。しかも現在の因果関係論では、通例はその行為がなかったらばそういう結果は生じなかったであろうというふうな、そういう場合に因果関係があるんだというふうな説明されているのが普通なんではないかと。そういう結果は生じなかったらという関係が、個々のAなりBなりCなりの工場についてそれぞれ言い得るかどうかという点がいへんな問題になるんじゃないかという点でございます。複合現象で複雑な問題が起こると言ったのは、それもその一つでございます。ですからいまのような問題も、おそらくは一つの今後解決すべき、研究すべき問題になるんじゃないかと思ひます。

（委員長退席、田中（伊）委員長代理着席）
私はそういうところからやはり因果関係論に一つの発展といひますが、を期待しているわけであり

○林（孝）委員 終わります。

○田中（伊）委員長代理 それでは、官崎参考人はお時間のようでございます。貴重な御意見を長時間お述べをいただきましてありがとうございます。どうぞ御退席ください。

○鍛冶委員 稲川さんに「おそれ」についてやろうと思つたが、先ほどからお聞きですから、ちよつと違ふようだが、大体あなたは賛成だとおっしゃるからやめておきます。第五条は関田さんでしたか、明瞭に言われた。これは私もあなたにひとつ聞きたいのですが、実際の五條は私にはわからないのです。前にそれで何かやつておたら犯罪になるものがある、それをあとから来てつちかえ、その者がそのものを持ってきてやつたものと推定する、こういうことですね。推定ということとはあなた画期的だとおっしゃったけれども、刑法理論ですと通るでしょうか。私はそれを心配するのです。疑わしきは罰せずということは、刑法ではわれわれとしては抜くべからざる原則だと思つておる。大原則だと思つておる。それをどうもわ

からぬから、こいつはやつたことにしておこうじゃないかというところで罰せられたのでは——それは反論したらいいじゃないかというんだが、反論せぬからといって、行ななき者を罰することに成りますよ。私は刑法の原則はまず行為がある。認識がある。そして責任性がある。この三つが欠けたんではそれは犯罪にならぬものだと習つておるし、いまでもさように覚えておるのですが、それとも行為がなくともやつたものと推定しよう。そういうところが公害だからいいというんだが、なるほど公害だからいいか知らぬが、刑法理論としてはいいかかと思ふのです。あなた画期的だと思つてやつたから、その点ひとつ説明していただき

○稲川参考人 おっしゃるとおり刑法の大原則は疑わしきは罰せず、そのとおりだと思つております。ただ、刑法理論の中に推定理論を持ち込むというところが是非かというところは、これは従来から大きな問題で、従来まだあまり解決されおらなかつた。そこで推定理論を持ち込むという考え方は、むしろ行政取り締まりの面で用いておつた。なぜかという、行政取り締まりというのはむしろ社会防衛という行政目的を主たるものにして考へておるからその可能性があつたのではないかと考へた。したがつて、厳格に個人の責任を追及する刑事責任という立場からいへば、従来この推定理論というものをを用いることにちゅうちした理由はそこにあると思ふ。

ところが、公害と現在基本法にいられている問題の中で、しかも本法案が特に健康に密接な関係があるというような問題について考へた場合に、甲の原因があつた場合に乙の結果が発生したであろうということが科学的には証明できない。証明できないが、ここに二つのしほりがあるわけだ。一定の原因という一定量の排出というのがある。しかもそれと近接して当然そこにあるであろうところの近接状態にその結果が発生した、科学的に証明し得れば得るかも知れぬけれども、いろいろな現在の段階で証明しないが、つまり常識的には

それが可能であるという見通しがつたという場合に、何でもかんでもするといふんじやなくて、そこに大きな因果関係の中にしほりが——嚴重にしろつて、この程度のしほりをするならば、公害という近代産業から生まれた特殊犯罪に対して生命、身体を守るといふことに適用しても道義的の非難は受けないんじやなからうかという点でこれを入れた。

そこで、元來が行政法規のほうに行なうべき理論構成を刑法の実体法のほうに借りてくるというところは、現在の国民感情からいってそれにそうそぐわないものではないかというところの踏み切りがつかなければこれはできないと思ふのです。その意味において、これを取り入れたことは画期的である、こう申し上げたのであります。

○鍛冶委員 いま問題になつて、これはこの第一條にもすでにうたつておるように、「他の法令に基づく規制と相まって」と書いてあるのですから、この法令で十分やつて、それで聞かないでそれを利用したというなら、それはそれでわかつておつて利用したんだから私はそういうことでやるべきもので、行政法規の取り締まりでやつて、それでも聞かんだらこの法律を適用する、こういうなばいいが、どうもこういうものがあつた、それをまたここで生じた、それはすぐ刑法といふことは相当考へるものではないかと思ふれます。よほど大問題で、これはいまここで行なわれるというところになつたのでは大問題だから、ひとつよほど注意をしてもいいかと心得ます。

次に、藤木さんでしたか、藤木さんこの点は同様におっしゃいましたが、どうお考えですか。

○藤木参考人 大体同意でございます。ただ、ここに掲げられておりますような推定は、実は自由心証主義といふことがございますけれども、実際の刑事裁判——民事ではほとんどそういうことであらうかと思ひますが、刑事裁判においてもこの程度の前提要件が備わり、この程度の結果が発生しているという場合には、むしろその犯人と疑われたほうが積極的にある程度の反証をし

ない限り犯人と断定されるというふうなことは、これはこの特別の推定規定を設けなくてもあり得ることだと考へるわけでございます。この推定規定は、その意味では現実には、いまの推定規定がなくてもできる範囲のことをはっきり規定したという程度の非常に控え目なものではなからうか、こう考へるわけでございます。

それからなお、刑法にはそのような推定が絶対に許されないというふうなこともよく問題にされるわけでございますけれども、たとえば刑法二百七條という規定がございまして、これは二人以上の人がそれぞればらばらに人に対して乱暴を働いて、その結果けがを生じた、こういう事例につきましては、それぞれの者が、そのけがが自分のやつたことで生じたものでないということを証明しない限りは、他の者と共同して全体の結果を生ぜしめたものとして扱われる、こういう規定がすでに刑法二百七條に現に存在し、しばしば活用されておるようでございます。その二百七條の規定に比べますと、なおこの規定は控え目なものでござい

ますので、刑法の基本原則をくつがえすといふほどのものではないように考へております。

○田中（伊）委員長代理 ちよつと鍛冶君に申し上げますが、時間が——なるべく簡単に。

○鍛冶委員 いま私が言つたように、これは行政法規で取り締まつておるのですから、行政法規でまず取り締まつて、それでもなお聞かぬときに刑法を用いるということが一番穏当だと思ふが、この点はいかがでしよう。

○藤木参考人 確かにそういう御意見、ごもっともであらうかと思ひます。関田参考人のおっしゃつたような考へ方もごもっともだと思ひます。ただしかし、それだけでは十分ではないというところが問題で、行政命令によりまして環境基準の網の目を張りめぐらし、かつ行政指導、行政命令、それに従わなければならないのは罰罰、こういうタイプで完備されるならば、確かにそれも一つの方法でございますけれども、現実には行政上の環境基準というものが必ずしも常時適切に設定されているわけ

はございませし、確かに排出基準を守ったところでは被害が生ずるといふような事態は現にあり、また実際の行政の運用方針としては行政命令というものをなかなかお出しになりませんで、行政指導と申しますか、行政指導以前に担当係官が非公式にアドバイスをして早く是正なさうというふうな形で事を処理される場合が非常に多いと聞いておりますので、そのような実態を考慮しまして、やはり最後は刑罰というものが直接適用される場面をつくっておきまさんと菌どもにならないうような感じがいたします。たとえば最近でもたしかどこかの工場で煙突排煙設備が故障したにもかかわらず、県当局の勧告を——勧告でありましたか、助言でありましたか、これを無視して排煙を続けたという事例がございました。そういうもの、ささえがございまして行政指導というものに非常な重みがかかってくる。その意味でたいへんな効果があるのではないかと。

それともう一つは、被害者側がいろいろ工場に対して操業停止を要求してかかるというふうな場合に、工場側がこれは環境基準は何も定めはないのだ、だから自分は聞く必要はない、こういう自分勝手な場合もあり得るかと思ひますし、また、自分のところは排煙基準は十分に守っているのだから要求を聞くことではない、こういうこともあるかと思ひますので、その意味で、この環境基準を整備しておけば、そしてそれを守らせるようにすれば十分だということではないように考える次第でございます。

○鑑査委員 あとまた「おそれ」のある場合だが、関田さんの言われるのと藤木さんの言われるのと違いますけど、われわれの言うのは、刑罰法規ですから、「おそれ」というのは、千人おれば千人とも別々の考えで「おそれ」があるということ、で、てんでてんで違ふんですからね。主観的に考えるのだから。そういうことでは私は何かここに、基準が出たときに押えるものだ、こういう考

えからわれわれは「おそれ」ではないか、と言ったんだが、この点に対してお二人から、簡単によろしゅうございませうから答えていただきたい。われわれはそういう意味でこれを削ったのですから、その点だけひとつ答えていただきたいと思ひます。

○藤木参考人 「おそれ」と申しますのは、主観的と申されますけれども、「おそれ」というのは、ただ何か住民が不安を抱いているというだけでは、ここにいる「おそれ」ではないわけではございまして、その「おそれ」に科学的な根拠があるということに、初めて「おそれ」といえるわけではございませう。（鑑査委員「そんなこと、しろうとではわからない」と呼ぶ）いや、しろうとの方々が、何か奇病が発生して、あれは工場のせいだと言っているだけでは、まだ「おそれ」とはいえないわけではございまして……（鑑査委員「言つたらしうがない」と呼ぶ）つまりそれを言つても、しろうとがそれを申し出て検察庁や警察に告訴をしても、まだその段階では捜査は開始されないということではなからうかと思ひます。

○関田参考人 私のほうは、先ほどの推定規定の問題は、こういう立場を明らかにしなければいかぬと思ひます。

○鑑査委員 推定じゃない、「おそれ」です。

○関田参考人 私のほうは推定規定と「おそれ」と関連しておるのです。推定規定を排除するならば、「おそれ」という文言を入れておいて差しつかえなし、もし推定規定を置くのならば、「おそれ」という文言は排除すべきだ、こういう意味です。ただ、その推定規定の根拠だけ申し上げておきますと、これは民事責任にこそ推定規定を置くべきです。刑事責任の場合は、相手は個人同士ではないのです。相手は絶大な権力を持つておる国家なわけです。だからこそ、疑わしきは罰せずという刑法の原則が生まれたのでありまして、国家が訴追するのだというのを度外視なさっているのではないかと。個人同士の争いならばハーフ・アンド・ハーフで、推定規定で十分ではないか、こういうことで、あるいはまた早く置くべきだという考え方で

す。

○鑑査委員 終わります。

○田中（伊）委員長代理 羽田野忠文君。

○羽田野委員 いま推定規定の問題が出ましたが、そこから入つてまいります。これは稲川先生と藤木先生にお答え願ひたいと思ひます。

疑わしきは罰せずという刑法の大原則の転換ではないかと思はれるこの規定には、非常な関心を持つておるわけではございまして、これは重大なことだと思つております。そこで、両先生は、この規定は立証責任の転換だといふふうにおつしやられました。そういたしますと、疑わしきは罰せずといふことになるのですが、これは熟してないことばでございまして、やはり立証責任の転換までいかなくて、疑われたものにまず一応の反証義務を与えたという程度のことには解せられないだろうか。というのは、この公害罪は科学的に証明の非常に困難な事情がございまして、一応排出があり、それと同種の結果が出る、そうすると因果関係の推定をする。そうすると疑われたものは、これに對して反証を出す、もし反証を出さなければ、そのまゝこの推定が法的推定になる。反証を出すというこの反証の程度でございませうけれども、立証責任の転換になりますと、その反証をいわずに説得できる程度の本証をもってしなればならぬといふことに相なるのではないかと思ひます。そこで私が、いわゆる反証義務を与えたといふふうに考えますのは、一応推定を受けた場合には、その推定が疑わしいと考へられる程度の一応の反証をする。そういったしますと、訴追当局のほうでは、その反証に對してなおかつその反証を打ち消す程度の今度は説得のできる本証を出したときに初めて前の推定が生きていく、そこで有罪といふことになる。前の反証を打ち消すだけの訴追当局の本証がでない場合、これは証拠不十分であるといふことであるならば、完全なる立証責任の転換でございませし、また疑わしきは罰せずという理論はくずれない、こう考へるべきではないかと思ひます。いかがでございませう。

○稲川参考人 立証責任の転換といふことばの持つ意味ですが、おつしやるとおり反証義務を与えたのだ、反証義務を与えて、反証が成り立てば、これは責任はないといふことになる場合は、やはり立証責任の転換といふことばでとらえても、その誤りはないんじゃないかという意味で申し上げたのです。ですから、立証責任の転換といふのは、広い意味に、それが持つ意味の内容によつてニ・アンスが全然理論的に違ふのだといふのでしたら、おつしやるとおりでございませう。

○藤木参考人 私も先ほど、この推定規定はいわゆる事実上の推定として現に行なわれてる程度をのちを条文化したくらいのものであらうといふことを申し上げたわけではございませうけれども、その意味からいたしまして、立証責任の転換といふことばにもいろいろ内容がございませうが、実態はいま先生のおあげになりましたようなものではないかろうか、こう考へるわけではございませう。つまり一応企業が加害者らしいといふ積極証拠を国側が出さなければいけない。そうすると企業側では、その一応加害者らしいといふ推定のその一応をゆるがすといふ程度の反証をすれば十分である。それをしましたら、今度はまた国側がそれをくつがえして、さらにやはり一応たしからしいといふ程度まで立証するといふ責任が生じ、またそれに對して企業側がさらに反駁をすることができ、こういう内容のものであらうかと思ひます。

○羽田野委員 藤木先生に、危険を生ぜしめたといふこの「危険」と、それから「おそれ」の問題をちよつとお伺ひいたします。

先生の言われるところがよくわかるわけではございませう。一つの目的を持つておられます。この目的をなるべく確実に把握をいたしたいといふことは、よくわかるわけではございませうが、先ほど宮崎先生の御意見の中にもありましたとおり、危険犯といふことそれ自体が、実際に公害を出したといふことよりも一段とはっきりしなければいけない。焦点のぼけたような状態、この焦点のぼけた、いわゆる危険を生ずるおそれとなりますと

これは二重にぼけてしまっています。そういったしますと、少なくとも刑事罰を伴う、いわゆる刑法犯の犯罪構成要件は明確にあることが必要である。これが不明確でございまして、宮崎先生のおっしゃられるように、一般の国民が、どこまでいけば処罰の対象になるのか、どこまでは許されるのかというところがはっきりしませんで、非常に不安を生じます。これは、もう法的安定をきわめて害することだと思ひますし、一方、それを取り締まるほうにいたしますれば、またそれがはっきりしない、確信を持ってこの法の運用ができない。結局法をつくりながら、その法が効用をなさない法になるというふうな、両方どちらから見ても、たいへん弊害があるのではないかと。そこで一歩下がって、やはり危険を罰するというようにいたしましたこの法案というものは、刑事立法的な観点からすると適切ではないかというように考えるわけでございしますが、いかがですか。

○藤本参考人 確かに仰せのようなお考えも十分に成り立つものと判断いたします。ただ、この危険というこの概念は非常にあいまいであると思ひましたけれども、確かにことばとしてはあいまいでございしますが、危険という概念は、これは必ず公衆の健康に対する危険でございまして、何らかの被害というものを含んでいるわけでございます。一人の患者の発生が住民全体に対する危険というようにとらえられるというように考えられますし、それからまた危険を発生させる、危険を生ずるおそれのある状態という「おそれ」もまた同じような趣旨からいたしますと、個々具体的に少し例が飛びますけれども、たとえば鉄道の場合に、鉄道の往来危険罪で、その他の方法で列車の往来に危険を生じさせた者という場合に、危険といひますと非常にばく然としておりますけれども、具体的には線路に石を置くとか、障害物を置くとか、そういう個々の行為が特定されていくわけでありませぬ。

と、確かに慎重に考えなければならぬ点はございますが、この犯罪につきましてもと有害であることがわかつているような物質を排出したというところで、たとえば線路に置き石をしたというふうな意味合いのはっきりした外形的事実がある上で、さらにそれだけでは処罰をしない、その排出した物質によって危険を生ずるおそれが生じたら罰するか、あるいはもっと切迫した状態になつたら罰することにするかと、そちらの問題でございまして、本来ならばこれは有害物質を排出した者を罰するという考え方だつてあり得るのではないかと。その意味では「おそれ」という概念もある意味ではかなりしぼられた面があるのではないかと。こういう感じがするわけでございします。

○羽田野委員 本件の直接の対象になつておるのは、大気汚染と水質汚濁が主でございします。それで第一条に他の法令との関係が書いてございします。大気汚染防止法、水質汚濁防止法のいずれにも直罰規定がございまして、環境基準に適合をしないものを排出した場合には、それ自体で六カ月以下の懲役または十万円以下の罰金というふうなものがございします。そういう両方の関連を考えますと、自然犯的な刑事罰と考えられる本件公害罪においては、やはり明確な危険を生じたということに持っていくと、それより前のものは一応直罰規定で処理するという、本件の関連立法でございしますが、そのほうがよろしいのではないかと考えますけれども、いかがですか。

す。二条二項の法定刑の大綱でございします。七年以下の懲役でございしますが、これは故意犯の死傷を生じた場合になるわけで、そこで傷害罪、それから傷害致死罪、これとのバランスを考えますと、やはりこれは懲役は十年にすべきではないかという意見を持っているわけでございしますが、いかがでございませうか。

○藤本参考人 私と同様でございします。実害が生じた場合には傷害罪を適用していくということではよろしいのではないかと思います。

○羽田野委員 終わります。

○田中伊 委員長代理 畑和君。

○畑委員 何点かちよつと質問したいと思ひます。先ほど来いろいろお話の出ております因果関係の問題とも関連があり、かつ違法性の問題、過失の問題あたりとも関係があると思うのですが、排出基準ですね、排出基準を守つておれば違法性を阻却される、免責される、こういうような解釈をするというものが法務当局の質疑応答を通じての返事なんです。そうであるとはいへないだろうと実際に私も思うのでありますが、しかし、実際の問題が、いま排出基準というのはいくらもあつておるものもあるし、きめられておらないところもあるもので、実は一部の中には、他の法令により云々というやつを入れて、明文を入れるといつて、そうしてその点違法性を阻却するのだという点を明確にしろというふうなこともあつたようであります。法令も、前提となる法令が基準をちゃんと定めていない、必ずしも全部きめていないというふうな

こともあつて、解釈として、排出基準が定められている場合には、排出基準を守つておられれば違法性を阻却される、免責になる、こういうような解釈をとつておられるんです。そういうような問題になるのは、同種複合といひますか、集合複合といひますか、異種複合については問題が別です。これはとても関係ないでしようけれども、同種の複合の場合に、先ほど藤本先生もおっしゃいましたように、大気汚染の場合、四日市ぜんそくのようなときの場合で、四つの煙突の場合はそれでよかつた。ところが、五つの煙突にふえた場合に、それが集合してやはりぜんそくというふうな危害が出てくるということがあり得るわけでありませぬ。その場合にも藤本先生、因果関係の規定が適用になり得るのじゃないかというふうなお説がございしましたけれども、先ほどの違法性の阻却の問題と関連しまして、ほとんど大企業というものは一応の排出基準が定められれば大体守ると思ひます。守つても、しかし、幾つも幾つも同じ工場が付近にできて、そうして集積して危害が出る。ところが、いまの理論からいへば、解釈からいへば、守つておられさえすればいいのでありまして、しかもここにあります「当該排出のみによつて」先ほど藤本先生もおっしゃいましたが、この点があるものですから、これでひつかからないやつでも、私が申し上げましたような場合があり得るわけでありませぬ。そういうものに對してちよつと轉りきれぬと思うのですが、その点は藤本先生いかがでしようか。

○藤本参考人 確かにその点はこの法律では対処できないように思ひます。ただ、先ほどから申しておりましたように、排出基準を守つておれば確かに合法といふことは一応言えるわけでございしますけれども、しかし、現象が現実には起つておる、その排出基準を守つていても安全は保たれないといふことが一応公知の段階になつたけれども、しかしなお排出基準は改正されてない、こういう状態があるかと思ひますが、かような場合には、先ほどちよつと一応の証明とその反証という例に

出ましたのと同様に、排出基準を守っておくことが一応の合法性の根拠になるけれども、その一応の合法性の根拠である排出基準の妥当性が疑われるような段階になった場合には、排出基準を守ったから自分のところは合法だということはいえなくなるのではないかと、こう考える次第でございます。そのいつ疑われるようになったかという点につきましても、なかなかむずかしい問題もございまして、かなりの科学的根拠に基づいて、この排出基準でもう安全は保てないのだということが論証された場合、これは監督官庁がそう認めた場合は一番はつきりしておりますが、監督官庁でなくても、たとえばその地域の大学の専門家の研究班がそのような警告を、科学的根拠をあげて発したというような場合が考えられますけれども、このような場合には、やはり排出基準そのものが合法的保証になるという作用を失ってしまうのではないかと。以後適切な自粛措置をとらない限りは、その企業の行為は違法性を帯びるということがあるのではないかと、こう考えたいと思っております。

○畑委員 私もその点同感なんですけれども、いままでの法務省の答弁だと、要するにその場合はひっかからぬ、こういうわけですね。確かに基準を守っていても、そういう状況が出てきたときに、いわゆる警告の徴表とでもいいますか、そういったしるし、警戒警報、こういったものが学者等によって出た場合には、それ以後それを知りながら、なおかつ同じ排出基準以下だといつてもそれを排出し続けているという状態があったならば、そのとき以降、やはり過失が推定されるというふうには私は思うのですが、その点同じですか。

○藤本参考人 全く御説のとおりだと思います。○畑委員 それから、これはこの法案とは直接関係ないのです。実は先生方において願うときには、まだその案が出ていなかったのですが、これは民事関係ですが、民事関係についてちょっと三人の先生にお伺いしたいのです。

刑事問題はこれとして、民事の無過失責任の賠償制度、これをわれわれ三党で提案をいたしております。非常に未熟なものではありますけれども、少なくとも公害に關して、しかも人の生命、あるいは健康、こういうものに関して損害ができた場合には、故意、過失を問わず、損害賠償をさせるという制度、さらにまた、それにちょっと加えまして一部の財産権、すなわち人の口の中のぼるような米だとかあるいは魚介類とか、こういったものの生産に当たる業者の財産権、漁業権、農業権等の財産権を侵害した場合、この二つだけにしぼりをかけてわれわれは無過失賠償責任制度を立法化して案をつくって提出してあるのです。ところが当局のほうでは、それはやはり個別のたとえが、鉱業法とか、あるいは原子力損害賠償法とか、そういった非常に危険度の高い個別のもので、無過失責任が規定してあります法規が幾つかございまして、それと同じように、そういう物質だけに限って追加するならまだいいけれども、横の意味で一つの七十九条の例外ではあるけれども、ある意味で一般的な公害についての無過失損害賠償責任をいま設けるのは適当でない、こういうのが政府の考え方なんですけれども、しかしその点、こうして公害訴訟等は長引きました非常に金もかかる、一方は非常に強大で、一方は非常に能力のない大衆である、こういうところから考えて、これは非常に急務だと私は思うのであります。この点、われわれの考え方についてどうお考えになるか。大体刑事専門の方も多いと思いますが、ひとつ簡単にけっこうですが、おのこの先生方に御意見をいただきたいと思います。

○稲川参考人 民事のことはよくわからないのであります。むしろこれは国民の一人として、国民感情として申し上げたほうがいいかと思うのです。こういうような公害というものが、いま御指摘の限定されたものに対して無過失責任を認めることとがいかどうか、こういう問題だと思います。法律論にならないかと思いますが、責任があるが、要するに過失があるかどうかというところは、具体的

的な事実について、その具体的事実の内容からその責任が出てくるのではなからうか。したがって、これを一般的に法規化する、一般的にそういうものを同じレベルでもって一括して無過失損害賠償責任というものをつくるといことが、そうしたやすく技術的に一体可能かどうかという点は研究しなればならぬ。これは非常に問題があると思うのです。問題があるからこそ、現在に至るまで民事における無過失損害賠償の法規というものは完成していない。ところが、国民感情のわれわれからいえば、何とかして理論的に技術的にやってもえぬものかという願望は持っております。したがって、個別のにやるにしても、その内容とそれの対象となるものと、それからいろいろ環境というものを勘案しての緻密なことを積み重ねないと法案としてどうかということが、専門ではありませんが、しろうととして思っております。しかし、国民の一人としては、できるだけ早くこういうことは解決してほしい、こういう考えでおります。

○藤本参考人 私も民事についてはしろうとでございます。私も刑事についてはしろうとでございます。刑事的な感覚から民事について考えてみますと、できるだけ被害者の救済を促進するような立法を進めてほしい、こう思いますので、いま御提案のようなお話には非常に引かれるわけでございます。

ただ一言申し述べさせていただきますと、無過失損害賠償の場合には、結局とにかく払えばいいのだという感じを企業側が持つという場合もございいます。つまりこれは保険制度を完備して、保険をかけておきさえすれば何でもないことだということになります。やはり社会的責任と申しますか、それを民事賠償を通じて自覚させるといふのが、これは民事の方面としては多少邪道のようにいわれるわけでありまして、そのような意味合いからいいますと、やはり過失というものを根拠として損害賠償を与えるという方向のほうが正しいのではないかと。しかし、過失の立証についていろいろ困難がございまして、過失について

の挙証責任に關しまして種々定めを設け、無用な鑑定請求などで訴訟が長引くようなことなく、訴訟が早期に進行するというような方策をお考えになるのも一つの方向ではなからうか、こういうような感じがするわけでございます。

○関田参考人 くしくも刑事専門の方と考え方が逆になるのです。九月二十一日の新潟の日弁連の人権擁護大会で五つの項目の宣言をいたしました中に、無過失損害賠償責任の原則を確立することという一項がございましたので、これは頭から日弁連は無過失責任の規定を望んでいるのです。ただ注釈的に申し上げておきますと、公害に關する加害は一時的なものであります。永続してあります。永続してありますから、無過失賠償責任の原則を確立しなくても、現実にはもう無過失賠償と結果は同じなんです。ということは、先ほど藤本先生おっしゃいました、あるいは宮崎先生だつたかもしれませんが、もう損害を与えることが公知の事実になったという段階以後は、無過失を主張できないのです。けれども、さらに百尺竿頭一歩を進めて、無過失賠償責任の原則を確立しなければならぬ、これは日弁連の従来の態度です。ただ刑事専門の方と反対だと申しますのは、刑事のほうこそ疑わしきは罰せず、推定規定を置くというようなことは、長い間の人類の蓄積をいかにして売り飛ばすものだ、いや公害だけは特別だとかおっしゃいます。憲法第十二条には、国民は「一断の努力によつて、この基本的人権を擁護せよ」とありますが、重大なる人権保障の橋頭堡の一つを売り渡すことはやがてそれがくずれる第一歩なんです。ですから、刑事のほうにこそもっと厳格であつて、民事のほうは推定で十分。相手が四九立証してこちらが五一立証すれば損害賠償を認定してよい。

なお、ついでに申し上げておきますが、無過失責任問題よりも実際に事件を長引かせておるのは因果関係の立証なのでございましょう。したがって、無過失賠償責任問題よりも因果関係の推定規定のほうが民事にこそ重要である、こう申し上げ

たいのであります。

○田中(伊)委員長代理 岡沢君。

○岡沢委員 稲川先生に、岡田参考人のおっしゃいました行政犯処罰の強化整備のほうは公害犯罪の特殊性からしてより必要ではないかということについての御意見、もう一点は、食品公害及び薬品公害につきまして、先生は食品衛生法あるいは薬品法でまかなえるのではないかとおっしゃって、政府案のように取り入れないほうに御賛成のような感じがいたしました。そして藤本先生はその反対意見であつたと思ひます。この二つの問題につきまして、特に稲川先生の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○稲川参考人 最初の問題は何でございしたか。○岡沢委員 岡田先生がおっしゃいましたように、公害犯罪の特殊性からしてむしろ行政犯処罰の整備強化が必要であらうということ……。

○稲川参考人 私が申し上げるまでもなく、行政犯の処罰の目的と刑事罰の処罰の法益というものは全然違ふのでございまして、行政関係でありますと防止策もしくは社会防衛というような立場でもってきわめてこれが取り締まりの対象となりやすい。ところが、刑事罰となりまして、基本的人権の関連等もありまして、個人の刑事責任を追及するということになりますと、どうしても責任論というものが出てこなければだめだ。そうすると、いま公害罪でそれをある程度早めたということとは、現在の段階における公害罪の及ぼす社会的影響、人命、身体に及ぼす影響から見まして、従来の刑事罰の対象としておつた道義的責任観念というものが、それより以上に高度にいつてもよろしいという段階に來ておるんじゃないかという考へ方で、これが危険という問題あるはおそれという問題にまで発展してもいいじゃないか。つまり、刑事罰の元来の目的というものは結果が発生しなければこれは処罰しなかつたものが大原則なんだ。それを発生しなくてもその前であつていこうというところまで道義的責任というものをいまの段階でもって持とうじゃないか、それをやる

うじゃないかというのが、刑事罰思想がそこまで進んできたのだと思ひます。いわゆる行政罰の社会防衛とか抑止という問題はそれとは少し違ひまして、そこまではいかななくても、個人の道義的責任という刑事罰ではないんだが、社会防衛のためにあるいは行政目的のためにするんだということの違ひがそこに私はあると思ひます。したがって、おっしゃる通りに、あるいはもしも道義的責任をもつとさかのぼって追及して、出しただけでもって処罰ができるという段階になれば、これは同じ危険犯といひましても抽象的危険犯ということになつてしまふんじゃないか。そうすると、抽象的危険犯だということになると、そう簡単にはいえない。たとえば現在建物放火罪、人が住んでる建物に放火した、これはすぐ放火という行為自体でもって抽象的危険が発生しているから、これは刑事罰という対象にしてもいいという問題がそこに出てくると思ひます。ところがそうでない、現在の公害というものはいろんな現象がからみ合つて、そうして行為があつてからいろいろ自然現象、科学現象その他の環境現象があつて一つの危険発生という段階に來るという点では、そこまで個人の道義的責任を追及していく刑事罰の対象とするという点にはまだ至つていないのではないかと、この点が分かれ道ではないのか、こういうふうに私は考へております。

次に、食品とか薬品とかの問題は、実はいまいただいたばかりです。ですから内容はよくわかりませんが、これをちよつと見ました場合は、「健康を害する物質を混入し、」とこうなつておりますね。混入したということとは、混入したということとをとりかへておるのです。混入したと、これは行為犯ですから、混入した段階でこれは既遂になつておるのです。これは間違ひがしませんよ。私はよくうちに帰つて見しに検討しなければわかりませんが、いま拝見した段階では、「人の健康を害する物質を混入し、」とこうなつておる、それが云々ということになつておる。混入すれば、それでいけないのですから、これは基準を越える

も越えないもあつたものではない、混入すること自体が行為犯罪として対象になるのですから、それをどうして「公衆の生命又は身体に危険を及ぼす」まで待たなければならぬかということになる。これは理論の矛盾ではないか。これはたいへん失礼なことですが、私は勉強しておりますから、悪かつたら訂正いたしますが、いま拝見したばかりですから、いまちよつと質問されても申し上げかねますが、ちよつと見ただけではそう思ひます。しかも、これはいまの公害立法というものは推定規定もある、それから立証責任の義務負担の問題も出てくるという段階であります、これを一体そこで持つていくのかどうかという疑問が出てくる。ですから、これはもう抽象的危険犯みたいなものでありまして、その段階でもってもう犯罪既遂になつてしまつておるというふうな気がするのであります。これは私のほうの理解が間違つていれば訂正いたしますが、何もそれをこれであつてくるということとは、どうもこの法案が具体的危険犯といふものを他の経済諸法令と相まって防止の目的を達するというにはなじまないのではないかと。これを罰する必要があるものかと思ひます。あとと思ひますが、この法案の立法趣旨とあわせて、これをお入れになるといふことはちよつとなじまないのではないかと。いま拝見した瞬間にそう思つただけで、深いことは申し上げかねます。

○岡沢委員 おそれ入りますが、もう一問だけですが、やはり稲川先生に、いまの最初の質問に関連するのですが、行政犯処罰の整備強化よりも、ただいま公害罪の必要性を御主張になりましたけれども、しかし、岡田参考人のおっしゃいましたように、嫌疑罰の廃止といふことは、やはりわれわれの文化的所産の喪失でもあるわけですし、また被害が発生してから処罰するよりも、発生源で押えるといふことを考へました場合、岡田参考人としての、排出段階での基準を越えた場合のいわゆる行政罰を整備強化するほうが一つの考へ

方としてデメリットが少なくデメリットが多い。特に岡田参考人もおっしゃいましたけれども、この種の犯罪が企業によるものが多い、企業に使われておる者よりも、企業自体を罰するということ考へました場合でも、行政犯処罰の整備強化という方法はわれわれとしても考へなければいけないのではないかと。公害罪でいわれる犯罪者をつくるよりも、公害犯罪の必要性は十分考へながら、やはりこの岡田参考人の意見に非常に傾聴すべきものがあると思ひますが、私は先生のきょうの御意見が非常に傾聴に値するものだったので、重ねてこの点についての御意見を聞きたいと思ひます。

○稲川参考人 行政罰を強化して、目的が達成されれば私は一番いいと思ひます。これは異論のないところだと思ひます。ただ繰り返しますが、行政罰の目的と刑事罰の目的はおのづからその理論の根拠、法益侵害の根拠が違つてまいりますので、そこで刑事法規の存在性の必要といふものが出てくるわけですから、行政罰をもつと強化し、基準を厳密にするといふことは、もう国民の一人としても大賛成である。ぜひやつていただきたい、こう思ひます。それから行政罰にかりに漏れた場合、行政法令の中で漏れたような場合でも、それがあつては基準がきまつていないとか、それからさつき問題になりましたけれども、基準は守つてはいるんだが、現在相当程度のものがある、それに基準だからといってこれを流すといふことになれば、それがさらに相当危険な程度になるといふ認識を持つてやつたといふことになれば、基準は守つただけでは――基準は守つてさえあれば故意、過失はないと一応はいえるが、さらにそういう現在の客観的状況というものが危険な基準を越えているというふうな、危険な状態が発生しているのを知りながら、もしくは過失によつて、過失があるのかかわらずそれを侵したといふことになれば、それはやはり刑事罰としてある程度とらえなければならぬといふ問題が、私は理論として出てくるのではないかと、これを心配する。

○岡沢委員 稲川先生に、いまの最初の質問に関連するのですが、行政犯処罰の整備強化よりも、ただいま公害罪の必要性を御主張になりましたけれども、しかし、岡田参考人のおっしゃいましたように、嫌疑罰の廃止といふことは、やはりわれわれの文化的所産の喪失でもあるわけですし、また被害が発生してから処罰するよりも、発生源で押えるといふことを考へました場合、岡田参考人としての、排出段階での基準を越えた場合のいわゆる行政罰を整備強化するほうが一つの考へ

そうすれば、どこかの段階でやはりそういう基準がないものとか、守っているんだが、現在の一定の基準がある、そこにさらにそれを越すということはわかりながら基準をやったといえ、やはり過失というものは出てくるから刑事罰の対象になる。それを抽象的危険犯と具体的危険犯とのどこら辺で一体押えるかという問題がこの法案のねらいじゃないだろうか、こう考えております。

○岡沢委員 いまの点は、行政基準は守っておりながら犯罪が発生するというような場合は、あるいは被害が発生するというような場合は、これはむしろ行政権者の怠慢であって、当然その基準の改正ということがおそく私は先行すると思うのです。そういうことを考えました場合、行政犯処罰で十分にまかなえるような気もするのでございます。あえて御答弁いただかなくてもけっこうでありますけれども、私としての意見も述べさせていただきます。

○田中(伊)委員長代理 青柳君。

○青柳委員 この場所、時間がございませぬから関口参考人にだけお尋ねしたいと思ひます。

先ほど行政犯とか行政罰というものと、それから公害について、これは実質犯、自然犯、刑事犯、そういうものと区別するなら一般的には区別ができるけれども、公害に関する犯罪といひますか、そういうものは実質犯として見るべきではないのか。要するに、いまのような現状を見るならば、これが単なる規則違反である、ルール違反であるというふうな方ではなくて、不道徳なことである、企業が犯罪を行なっているものであるということを見て、これに処罰することが正しいんじゃないかという御趣旨のお話がございしました。そして最後におっしゃられた行政的な措置を厳重にして、それに違反するものに対しては、これは単なるルール違反というふうなものではなくて、実質犯として処罰するという姿勢が必要じゃないかというふうにおっしゃられたと思うのです。

が、私も、選挙法などが最初できた時分には、買収供応などというものはルール違反的みたいなものには思われていたかも知れませんが、現在では実質犯として明らかに殺人やその他の自然犯と同じような不道徳なものとして処罰の対象にされておりますから、そこでお尋ねするのでございしますけれども、この行政的に規制をするということによって公害を未然に防止する、人の生命や身体に危害が現実に起こってこない前にそれを食い止めてしまおうということが一番理想なわけなことは、だれも異論がないところでございします。その点がこの法案では抜けているのではないかと、この御主張、まことに同感でございまして、それをする場合、やはり先ほどおっしゃられましたけれども、排出基準とか環境基準とかいうものを厳格に規定し、そしてこれに基づく命令に違反する、改善命令あるいは操業停止命令、そういったようなものに對して違反した場合に厳重に処罰する。そして危害が及んでない前にこれを自然犯として処罰するということによって、この公害罪というものの概念を定着させることがいいんじゃないか。

○田中(伊)委員長代理退席、委員長着席
危険の問題についてはなかなか議論がございしますので、危険という段階まで待っているんでなく、排出の段階で押えてしまおうという御趣旨じゃないかと思うのですが、その点いかがでありますか。

○関田参考人 まさにおっしゃるとおりでございします。私の申し上げたことも十分御理解をいただいております。

もう一つつけ加えておきますと、確かに、選挙違反の例を出されましたが、初めは選挙違反でひっかかったら運が悪かったと思うておったかも知れませんが、現在では明らかに買収犯などは破廉恥罪なんだという意識が高まっています。私は思ひます。私の申し上げましたのは、行政犯の処罰をして、取り締まりをして、それは実質犯を

技術の上でそうやっているんだということだけのことなんではございします。でなければ、いかに危険犯のもう一つ前の危険犯を罰して、早い段階で罰するに申しまして、実際は被害が発生して損害賠償を請求すべき段階まで指をくわえて待つておらなければならぬわけなんです。それから、排出基準は整備して——これは私は国家や地方自治体の義務だと思ひます。責務なんです。それをやらずに罰することばかり御熱心になられることは、私はどうも感心いたしません。

本日の毎日新聞の朝刊にこういう記事が出ております。「ライン川汚染」として船会社社長らに方裁判所は七日ライン川汚染の責任を問われていた船会社の社長らに對し最高八月の禁固刑、罰金五千マルク、日本貨にして四十八万円、それから賠償金八万マルク、邦貨にして七百六十八万円。これはハンブルクの船会社ハンパーガー・ロイド社のベルンホルト社長、それからコルトマン支配人はじめ船長らを含め十二人である。犯罪事実、海洋投棄すべき石油コンビナートの有毒排水をライン川に一九六五年から六八年までの四年間に八千六百五十トンを超えて不法投棄したことが罪になつてゐるんだ。ちよつとおくられているようなんですけれども、六八年までの犯罪をきのう判決したのでありますから、私これは非常に早いと思うのです。これをもしいかに推定規定が置かれまして危険犯だとおっしゃつても、抽象的危険犯に近い段階で押えるんだとおっしゃつても、反証をあげ

る限り、許す限りは現在の民事訴訟法の遅延と同じ程度に刑事訴訟が私は遅延すると思ひます。その意味におきまして、政府あるいは自治体がある責任をまず果たして、それに違反するものに命令を出して改善させ、なお違反するものは社長みずからを罰する、こういう行き方が最も効果あるものではないかと私は思ひます。

○青柳委員 先ほどのお話の中にもございしましたけれども、複合公害の場合、あるいは違反があつた場合の行為者の問題が出ておりました。いまの

お話でもわかりましたけれども、基準違反の排出を行なう、それから改善命令あるいは操業停止命令に對して違反をするという場合に、特定の責任者だけが、形式的な責任者が処罰を受けるだけで、実質上の責任者と申しましようか社長のようなのは罪を免れるというふうな考え方というの、これは行政犯といひますか行政的取り締まりというふうなことを前提にしているから、ついでに責任者だけ出して、實際上犯罪に加担している、しかも主力をなしている社長とか重役とかいうものは免れてしまふ結果になると考えられるわけですね。その点をたいへんに関田先生も危惧しておられて、いま最後に社長も罰するとおっしゃられたので、命令違反、基準違反の場合には社長も同罪に見るといふのが常識であり、それを免れないような法制を確立すべきである、それは決して無過失責任ということではないんだということではよろしいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○関田参考人 社長を罰するということの前提として、ただいま申し上げましたように、改善命令が出てゐるのであります。改善命令は社長に向かつて発するわけでありまして、自後は社長も責任回避できないわけでありまして。

○高橋委員長 田中伊三次君。

○田中(伊)委員 わかつたやうで大事なことだからぬことが一つございします。それは、この法案は危険を生じた場合に処罰をするという法案になつております。ところが、参考人の皆さんは御存じはないのでありますけれども、野党から有力な修正案が出ておまして、やはり最初の立案當時のように「おそれ」がある場合ということに戻すほうがよからうという熱心な御意見がございします。

そこで、何うでありますか、私の意見は、危険を生ずるおそれというそのことばは、ことばの形式としては「危険」と「おそれ」と別のもののやうに判断ができる。けれども、実際の犯罪を認定するといふ、実体、真実を発見してこれを認定す

るといふ立場からいふと、「危険」「おそれ」という二つのことは同じことを表現しておる一つのものではないかというように考えられてならないのでございます。この点がはっきりしないので、お疲れのところ恐縮ですが、これを伺うのです。

順序を追うてみると、まず事業活動が開始される、それからそれが進んでいくとおそれを生ずる、おそれを生ずることが進んでいくと危険が発生する、危険が発生したことをほっておくと実害が生ずる。事業活動の開始、おそれ、危険、実害発生、この四段階がことばの上では考えられぬことではない、理論としては、机の上では、しかしながら、そのうちで「おそれ」と「危険」というものは全く同じ事柄を二つのことばで表現しておるものではないか、こういうふうに見えるのですが、おそれ入りますか、三先生それぞれどうお考えになりますか承りたい。

○稲川参考人 私は原案に賛成しておるものですから、すでに冒頭に述べたとおりであります。

○藤本参考人 私はやはり「おそれ」と「危険」とは区別できるし、また区別しなければいけないものではなからうか。これは最初に例をあげて述べたわけでございますけれども、病気にたとえていえば、実害というものははっきりと中毒患者と診断される場合、危険と申しますのは要注意くらいになっておる、それからその以前の「おそれ」といいますのは、日常使っている井戸水あるいは常食にしております魚の住んでおります河川や海が水銀その他でござれており、魚の中にももう水銀がある、この程度になりますと、あるいはおそれによつては「おそれ」ではなくて「危険」だ、こういう解釈も成り立つかとも思いますが、しかし、これはやはり最後に最高裁判所までいく間にいろいろゆれ動くということではなからうかと思われまますので、「おそれ」ということに――「おそれ」という規定でありますと、魚が汚染されたという程度ではつきりととらえられるということになるのではないかと思います。

それと、やはり机上の頭で考えた内容ではございませんで、実際上も区別ができると思うのでございませう。たとえばカドミウムというものがイタイ病という病気を生ずるということはすでにわかっているわけでございますが、あちこちにカドミウム汚染という問題が出ております。たしかに一月ほど前に九州のごとかの漁業組合の組合員がアサリをたくさん持って工場前の前に投げ込んだという事件があった、こう聞いておりますが、この程度の事例を考えたとき、どうも危険が発生したとまではちょっと言えない、イタイイタイ病の発生が危険が生じたとは少し言いにくい。しかし、「危険を生ずるおそれ」という条件があればかなりはつきりととらえられるというところではないか、こう考えられるわけでございます。まあ食品とか何とか直接からだに作用する毒でございませうと、「おそれ」と「危険」の間は非常に狭まってまいりますけれども、非常に長い間服用しているうちに、ほかの原因と複合して病気になる、あるいは病気の危険を生ずるといふようなタイプの有毒物質になりますと、「おそれ」と「危険」というのはかなり区別がつくのではないかと、ですから、これは有害物質の性質にもよるといふように私は考えております。

○関田参考人 私は、前提として申しましたように、本法案そのものよりも少し前段階において、いわゆる抽象的危険を罰する、行政的処罰の充足を急げという立場ですから、この議論はあまり重きを置いていないかと失礼ですけれども、あまり重きを置いていないのです。そして同時に考えますことは、いろいろなことはいえるけれども、どっちもどっちであります。現実には区別できないのじやないか。実際の結果はカドミウムならカドミウムが発散されてだれかが病気になる、だれかが死んだ、だからさかのぼって処罰の対象をつかまえてくるのですから、そのときになつて「おそれ」ということばがあれば立証は非常に簡単に済む、その程度の実益はある。もう一

つの実益は、本法案によつて公害に関する公害罪がいままでの行政的取り締まり規定の反則ではなくて実質的な、非常に社会的に非難されるべき犯罪なんだということを意識せしめる上においては効果がある。あとの実効は行政的処罰の充足を急いでいただきたい、本法案とは別にございませう。

○田中(伊)委員 稲川先生、おそれ入りますが、両者の区別はできるとお考えか、できないとお考えか。

○稲川参考人 つまりお尋ねの趣旨は、「おそれがある」と「危険」ということの区別ができるかどうか、観念的には区別ができると思います。具体的問題になるときわめて困難であるというところがあると思います。

○田中(伊)委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

この際、午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後四時十分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案及び同案に対する沖本泰幸君外二名提出の修正案を一括して審査を進めます。

質疑の申し出があります。これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 いわゆる公害犯罪の処罰に関する法律案、政府案に対してお伺いをいたしたいと思ひます。

同僚委員のいろいろな角度からの質問がありま

して、結局問題になるのは、私なりにこの法律に対して取り組む問題点としては、法律学とそれから医学、特に疫学などといわれて、自然科学との関係をどのようにして見ていくかという問題、それからいふ、刑法であるところのこの処罰法と、法の一条にも書かれておりますけれども、「他の法令」すなわち行政法規との関係をどう見ていくかというふうな問題など、そういうような点に問題をしぼってお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、従来の政府の答弁は、排出基準を守つておれば本公害罪法違反にはならないんだという御答弁であつたと思ひます。そうしてこの法案のかかわり合ひは大気と水であるというところであつたと思ひます。したがひまして、私は、大気汚染防止法の一部を改正する法律案と水質汚濁防止法案のかかわり合ひをまず検討してみたいと思ひます。

最初に大気汚染防止法の関係で、法の二十三条をお開きいただきたいと思ひます。まず私が申し上げたいのは、はたして排出基準を守つておつただけでいいのかという問題であります。法の二十三条は次のように規定されておるわけでありまして、四項「都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合に於ては、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、」云々とあるわけでありませう。そこで、この勧告をしたことについては、勧告でありますから拘束力はないと思ひます。しかもこれは排出の許容基準を守つていないという場合、勧告があるに過ぎない、この勧告に応じないという場合、排出基準は守つておるけれども、勧告に応じないという場合、これは公害罪について一体どのようなかかわり合ひを持つてくるのでしょうかというふうな点を私は

そこで次に、かりにこの排出基準に一つの過誤があるというような、仮定として申し上げるわけですが、そういう場合に排出基準が間違つておつて、排出基準は守つておつた、おつたけれども、本法案にいます「公衆の生命又は身体に危険」を生ずる状態が発生したといいたします。そういった場合は、通例の場合はこの範囲または過失を阻却すること、その面から本法に定める犯罪は成立しないことが多からうということをお願いしておるわけでございます。て、ただいま御指摘の大気汚染防止法の改正案と

いと思うのです。ですから、緊急時の勧告というふうな場合は許容基準を守っておただけでは私はいけないと思う。勧告というものを、今度の産業公害あるいは商工委員会等では命令に変えようという話になっていることになっておりますね。命令になれば命令違反で直罰でいくわけですね。いま勧告の状態になっている。しかし、その勧告の場合に、許容基準を守っておれば公害罪に触れないのかどうか。触れる場合がありますね。とにかく緊急事態の場合で、人の生命、身体に危険を生ずるという場合に、緊急事態として勧告を

ですか。こう聞いているのです。これは結局、最大限度こんな場合に勧告の措置をとるという場合であって、それ以上の緊急事態が——それ以上の場合も当然あり得るわけです。そういう場合でも、許容基準を守っておれば、排出基準を守っておればいいのですか。勧告というものについては全然——そうすると、勧告を聞かなくても公害罪には触れないのですか、という趣旨なんです。重なお答えをいただきたい。たとえば、複合公害というふうなところに問題をそらさないでください。要するに、火力発電所が一つある、そういうふうな場

を続けた。続けた結果、私どものこの公害罪法案にいう生命、身体に危険を生ぜしめたという状況をつくりました場合におきましては、具体的事案によって、一人で——最初にある一つの堆積状態と申しますが、それをさらに上回って、結局この法案にいう公衆の生命、身体に危険を生ぜしめる状態を自分一人で行ったというふうな刑法的に評価されます場合におきましては、この本法案の犯罪が成立するというふうな考えております。

学的知識に乏しい面もございませうので、その点は全く正確かどうかということについてはごかへん願ひしたいと思うのですが、ひとつ御指摘によりまして硫酸酸化物の場合の公衆の生命、身体に危害を及ぼす場合と、この場合とを役別して

申し上げたいと思うのでございます。

硫酸酸化物につきましては五〇ないし一〇〇PPMの濃度のものを一日八時間ずつ数日吸入すると、健康人であっても肺組織に障害を起こすとされておるようでございます。そこでこの数値をとってまいりまして、煙突から排出される煙が地上において十倍に一応拡散されるという一仮定の問題でございます。具体的事情によるわけでございまして、空気中において十倍に拡散されるということとを前提に考えますと、五〇ないし一〇〇PPMの硫酸酸化物を含む煙が数日間継続して公衆の住む地域の上空の一定範囲に滞留する状態が生じたという場合に、この公衆の生命、身体に危険が発生したということが言えるのではないかと申うのでございます。

なお、この点につきましても、上空にそういう状態が発生いたしましたとしても、これがまた下へおりてくる場合の拡散という問題が起きるかもしれないのでありまして、これは当該地形であるとか気象状況とかいろいろ具体的な状況との関連において変わってくると思うのでありますが、一応数値的にはさようなことを例として申し上げる次第であります。

○中谷委員 お互いにしろうと同士で恐縮ですけども、いずれにいたしましても、SO₂、硫酸酸化物のPPM、要するにPPMの五〇ないし六〇とおっしゃいますが、その量と、そして時間、これは相関関係がありますね。その量の上限は一体どこに求めますか。量はこれだったら、一時間こんな状態が続いたら絶対アウトだという場合がまず設定されねばいかぬ。五〇PPMないし六〇PPMが数日間とおっしゃいましたね。とにかくこの十三条は三時間継続したと書いてありますね、それでしよう。その場合、三時間というふうな時間でいえば一体どういふふうなPPMになるのですか。

○辻政府委員 これは先ほど来御指摘の大气污染防治法施行規則十三条の一号に硫酸酸化物の場合が書いてございます。これは「いおう酸化

物の大気中における含有率が、千万分の二以上である状態が三時間継続したとき」こうなっているわけでございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、この緊急時の状態と、この公害罪法案にいう生命、身体に危険を生ぜしめる状態とは相当差があると思うのでございます。したがって、この設例で、濃度がこの法案にいう公衆の生命、身体に危険を及ぼす状態の場合のこのPPMの量で幾らになるのかという点につきましても、ちよつと計算をしなければならぬと思ひます

が、先ほど私が申し上げた設例の場合でいけば、私もこれは一つの基準に一応なるものであるかと考えております。

○中谷委員 五〇ないし六〇PPMが数日間とおっしゃいましたね、そうですね。

○辻政府委員 五〇ないし一〇〇PPMの濃度のものを一日八時間ずつ数日吸入すると、健康人であっても肺組織に支障を起こすとされておるといふふうな私どもは考えております。

○中谷委員 出どころは何ですか。

○辻政府委員 一応役所関係の権威ある技官その他の意見を聞いております。

○中谷委員 肺は守ってもらわなければ困ると思ひますよ。しかし、人体というのは肺だけじゃないのです。気管もそうです。目もそうです。かぜがひきやすい状態になるというものは人体に害が生ずることになりますか。

○辻政府委員 この公衆の生命、身体に危険を生じさせたという状況でございます。これは一般通常人というものを前提にした基準であらうと考へております。

○中谷委員 だから肺とおっしゃるから、気管がやられる、とにかく大気の関係で、「おそれ」ということでずいぶん論争をしたわけですから、まずあまりにも設例が不十分だと私思ひます。肺がやられるというが、人間のからだというのは肺だけじゃないのです。目もあれば鼻もあるし、鼻かぜだって身体に危険を生じた場合でしよう。鼻かぜが生じるという場合は、どの程度

の場合か御存じですか。

○辻政府委員 私が申し上げました設例は、肺組織に支障が起きるという状態を申し上げたわけでございます。そのほかの場合もそれはもちろんあり得ると思ひます。

○中谷委員 肺をやられる以前に、鼻かぜという場合はまず公害罪の対象になりますね、鼻かぜでも。その場合は一体この五〇ないし一〇〇PPMよりも重いと思ひますか、軽いと思ひますか、汚染状態か。

○辻政府委員 これは私が申し上げました肺組織に障害を起こすという状態が具体的にどういう状態なのか、いま御指摘のたいへん重い状態であるのかあるいは鼻かぜ程度のものも含むのか、ちよつとその点は私もいまつまびらかにすることができません。

○中谷委員 なるほど、局長は法律の専門家で、「おそれ」を復活しなさいというわれわれの論争について、「おそれ」をとったのはそれでよかったのだということをずいぶん言われたけれども、いまの法律学に対する疫学の導入、医学の知識といふものについては全く不熱心というか、そんなものだから、「おそれ」も何もあつたものではないのか、一体どんな場合が人体に危険があるのかないのかということについて全然お調べになつていないと私は思ふのですよ。それくらいのことなら、四日市ぜんそくはどんな場合に起こつたとか、百でも二百でも例があげられる、かぜの場合こんな場合だったという設例くらいは。そんなことを言つたら、第一線の検事だって捜査はできませんよ。そういうこともありまして、私は大臣にお尋ねしたい。

非常にむずかしい問題だと思ふのですが、私は非常に熱心な同僚委員の論争、質問をずっと聞いておりました。公害罪法運営のために、法務省の中に医学的な自然科学の知識を導入していくことがなければ、「おそれ」をとつたほうがいいのだなんて、なかなか簡単に言えないと思ふのです。要は、どの程度の場合が身体、生命に危険

を生ずるというふうな科学的な認定が前提にあるべきであつて、「おそれ」についての精緻な――少なくとも私の言つてゐるのは大気の問題です。蓄積性重金属は絶対違うというのを私はあとと論証しますが、ただ簡単に言われることは非常に問題だと思ふ。やはり法律の解釈をほんとうに国民の期待にこたえる客観的なものにするため、施行期日が来年の七月となつてゐる、そういうことについての相関関係、要するに濃度と時間との相関関係、それはどこが人体に害を生ずるかという点について、法務省は全力をあげて各省と連絡をして協力を得るよう努力をしていただきたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○小林国務大臣 それはその御意見のとおりだと思ひますので、そういう努力をいたします。

○高橋委員長 中谷君、もう一時間ぐらひになりますか、まだやりますか。

○中谷委員 まだまだ序の口のつもりでつたけれども、皆さん、早くということなら……。そこで次に、水質汚濁防止法の条文をお開きいただきたいと思ふのです。設例の第十四条の3「排水を排出する者は、有害物質を含む汚水等が地下水にしみ込むこととならないよう努めなければならぬ」こうあります。これは一体排出基準が定められている条文でしようか、条文じゃないのでしょうか。

○辻政府委員 この法案の第十三条は改善命令の場合の基準であると考えております。

○中谷委員 あなた水質汚濁防止法はお読みにならなかつたですね。第十四条の3は「努めなければならぬ」であつて、改善命令は対象になりませんよ。

○辻政府委員 私、十三条と誤解したのです。これは水質測定の規定でございますが……。

○中谷委員 もう一度言ひますよ。水質汚濁防止法案の十四条の3ですよ。何を言つておられるのですか。これは一体どういふことになりますか。これは一体拘束力がある条文ですかという質問です。

○辻政府委員 私は、これはいわゆる訓示規定と解釈いたしております。

○中谷委員 そこで訓示規定というよりも、私が聞いたのは、排出基準がきまっている条文ですね、地下水については有害物質が入ってはいけませんよ、地下水は汚染してはいけません。ですから排出基準がきまっているんですね。だからもうこれは公害罪の適用を受ける場合があり得ますねということをお願いいたします。

○辻政府委員 お尋ねの場合は、これは排出基準がきまっている場合でございます。

○中谷委員 そこで、だからもうにというか、直接に公害罪の適用を受ける場合があり得ますねと聞いているのです。

○辻政府委員 これは公害罪法案の「工場又は事業場における事業活動に伴って」から「排出」というところまで、もちろん外形的にも該当するといふ場合には、これはこの公害罪法案に適用される場合があり得るものと考えます。

○中谷委員 そこで「おそれ」に入っていきます。地下水にずっとカドミが入っていく、そうして地下水にたまっていく。そうしますとそこがとにかくあき地だったという場合、三年後にそこに家を建てた、井戸を掘ったカドミがたまっていったら、井戸水には使えませんが、それで生命、身体に危険を生じておるといふことですね。「おそれ」があるといふことなら将来とにかくあき地の状態あるいは地下水のほうに入っていくという状態のときにとめられるのじゃないでしょうか。この蓄積性重金属の場合には、「おそれ」といふものをとったこういう場合は処罰できない。やはり「おそれ」を残しておかぬと、とにかくそういうものの場合には、先ほど藤本先生も言っておられたけれども、大気汚染の場合には「おそれ」といふのは必ずしも——PPMできめていくわけだから、PPMとそれから時間での程度というところ、それも若干問題はあつてしょうけれども、蓄積性重金属の場合は、危険を生じ

たという場合にはどうにもならぬ場合が出てくる。たとえばこの場合がそうだと思うのです。いかがでしょうか。

○辻政府委員 ただいまの御設例、必ずしもどの物質かどうか……

○中谷委員 カドミにしてください。

○辻政府委員 カドミウムでございますか。カドミウムにつきましては、これはお答えにならないと私は思うのでございますが、カドミウムのつまり公衆の生命、身体に対する危険性というもののつきまちは、現在なお科学的に確定した見解がないというふうな承知をいたしております。

○中谷委員 お尋ねをいたします。公害対策基本法第九条に基づく公共用水域の水質汚濁にかかる環境基準にカドミウムは入っておりますが、いかがでしょうか。

○辻政府委員 お説のとおり入っております。ね。これ以下でなければ絶対にいけないという、人の健康にかかわる基準ですね。そうするとなぜ科学的に確定していないのですか。

○辻政府委員 これは私は科学的知識に乏しいわけでございますが、私が承知しております限り、カドミウムが人の骨を害するといふふうな関係はおるのでございますが、それはそのカドミウムの量とそれからその期間といふこと、身体に蓄積される期間とか、いろいろなそういうほかのデータの関係で左右されるところが多いといふふうな関係でおるのでございます。その意味におきまして、公衆の生命、身体に危険という場合に、なかなかこの状態が、先ほど御指摘のような科学的に客観的な一つの状態として把握いたします場合に、なお現在の科学ではその点が客観的には確定できないといふふうな私どもは聞いていますのでございませう。

○中谷委員 私も全く自然科学のしろうとだけれども、局長は私よりもひじょうにやないでしようか。要するに人の健康に係る環境基準の中に、

シアン、アルキル水銀、有機燐、カドミウム、鉛、クロム、砒素、総水銀、そうして総水銀には検出されてはならない、それからアルキル水銀も検出されてはならない、シアンも検出されてはならない、カドミウムについては基準値はこういうふうにきまつている、それ以上出たら人の健康にはいけないのですよ、これは絶対的なものですよと書いてあるのです。だからあなた自身が何も因果関係の立証をする必要はないのです。あなた自身が、人の健康に係る環境基準、閣議決定ですから、これを基準にして、身体、生命に危険を生ずるおそれという場合はどんな場合か、これを法務省としてはカドミについて検討されたことがありますかと質問なんです。

○辻政府委員 ただいま御指摘のとおり、健康を基準として定められておることは、これは十分承知をいたしておるわけでございます。その意味におきまして有害な物質であることは、これはもう当然のことでございます。しかしながら、この基準というものは安全度を見込んで定められておるわけでございます。この公害罪法にいう公衆の生命、身体に危険な状態という場合に、その危険度というものが現在の科学ではまだ確定的には言えないといふふうな関係におることを申し上げるのでございます。

○中谷委員 そうすると水銀、シアン、アルキル水銀とそれから総水銀、カドミ、そういうものが、先ほどのずっと地下水を汚染したという状態について、いつ研究するのですか。要するにどんな状態、さつき大気の場合をあなたは言われた。五〇から一〇〇PPMと。これが正しいかどうか疑問ですよ。そんな答弁がはたして科学的にいいのかどうか、答弁として適切かどうか、疑問があります。しかし、そのアルキル水銀と総水銀とカドミについてはどういふふうにかえられますか。

○辻政府委員 ちょっと恐縮でございますが、私どもの設例でまずシアンについて申し上げさせていただきます。

○中谷委員 シアンは——蓄積性重金属の問題に入つたのですよ、いまは。

○辻政府委員 ちょっとお待ちくださいませ。資料を持っておりますので……

○中谷委員 いやあシアンでもいいや、思案してやってください。

○辻政府委員 シアンについて申し上げますけれども、シアンはただいま御指摘のように即効性の毒物でございます。その経口致死量は六十ないし百二十ミリグラムとされておるわけでございますが、ところで人間が一回に飲みます飲水量といふものを一応二分の一リットル、これは五百ミリリットルになるようでございますが、一回水を飲んで、そこでシアンが入って死ぬという状態に水が汚染されているということになるわけでございますが、一回飲んでシアンで死ぬという場合を考えた場合に、一回の水を飲む量を二分の一リットルといたします。そういたしますと、それだけ汚染されておるシアンの水というものは、濃度が一二〇ないし二四〇PPMにならなければならぬといふふうな計算ができるようでございます。そういう水が出るために、またそういう排出があつたといふことすれば——川へシアンを含んだ水が排出されるという場合に、川で何倍にその水が希薄化されるかといふことはまた具体的な状況によつて事情が異なつてまいります。それも各具体的に、かりに一つの工場からシアンが排出された場合に、十倍に薄められるといふふうな仮定いたしますと、いまの一二〇ないし二四〇PPMのシアンを含む水が何トンと、川のこと、水の量との関係においてまた規定されてくると思ふのでございまして、一概に言えないわけだと思ふのです。

○中谷委員 人の健康に係る環境基準の中で、蓄積性重金属といふのはどれとどれですか。

○辻政府委員 お尋ねの物質は、アルキル水銀、カドミウム、鉛、クロム、総水銀と理解をいたしております。

○中谷委員 そこで、ではカドミについては蓄

積性重金属の一つとして、先ほどの例をいきま
すよ。要するに、地下水汚染については「努めな
ければならない。だから、排出基準がきまつてな
い、それで地下水が汚染されていった、そういう
場合ですね。おそれがある場合とおそれがない場
合とは、一体どういうことになりますか。たとえ
ばあき地がある、人が現に住んでいない、将来住
むかもしれないというような場合には、一体どの
状態が公衆の生命、身体に危険を生ずることにな
るのでしょうか。

○辻政府委員 これも具体的な事案によると思う
のでございますけれども、その地下水が汚染され
ている。その地下水をその近辺の人が通常飲料に
するという状況であれば、一定の汚染度になった
場合——カドミウムの場合には、その汚染度とい
うものが科学的には現在まだ確定していないとい
うことを申し上げておきますが、一つの抽象論と
して申し上げました場合に、その汚染度が一定の
汚染度で地下水がなったという場合に、通常、人
がその地下水を飲むという状態であれば、これは
危険を生ぜしめたということになるかと思うので
ございます。

○中谷委員 大臣にひとつお尋ねいたしますけれ
ども、昨日、大臣は、監視体制の確立ということ
を言われたらしいですけれども、これは法案立案
者の中心人物である刑事局長の科学的な知識だっ
て、私は非常に不十分だと思ふのです。現場の第
一線の検事さん、検察官にどんなにして——初歩
的な化学知識のイロハのイを教えるというくらい
のことをしてもらわないと、「おそれ」があった
がいい、ないほうがいいのという議論ばかりと
にかくやられて、それで実際の科学的な知識がな
い。そうすると結局、事前検挙だといつても、事前
検挙はできつこないのですよ。どういうかこう
で検索をおやりになりますか。その点ひとつ大臣
の御方針をお聞かせたい。

○小林国務大臣 これは先ほどお話がありまし
たように、いまの医者、科学者等にも依頼して、
わかりやすい基準をやはりつくらなければならな
い。

というふうな思ひでござりまするし、たとえばそ
ういふことの調査、あるいは検事が捜査する端
緒を得ることが非常に困難じゃないか。検事が
回つて歩いておるわけじゃありませんし、また、
検事が的確な知識を有するようなくふうをする
が、これはやはり専門家にそれらの知識を借りな
ければならない。すなわち、基準をつくることか
いは鑑定をせよというところか、いろいろという
方法を講じなければならぬ。しかし、何といたし
ましてもいまの、事前にこれらを危険が生ずるか
どうかというふうなことは、私は、やはり相当こ
ろに關心を持つというか、これをひとつ専門に担
当する人等が、組織あるいはそういう機関として
必要じゃないかというふうなことを考えておるの
でございまして、いまおっしゃるような、いま
ぐにどうやる、こういうことは不用意といえ
ば不用意、非常にその点においては欠けておる。こ
れはまだ施行期間もありますから、いろいろの点の
少なくとも常識的に申します科学的基準という
うなもののはつくらざるを得ないというふう
に思ひます。

○中谷委員 来年の七月からの施行ですから、や
はり少なくとも、高等学校の一年生ぐらいの化学
知識ぐらいは持つてもらわねと私はあぶないと思
うのですよ。そんなことではとにかく、企業のほ
うから資料を出させて、企業の言いなりになる
という場合だつてありますよ。そういうことでは私
は捜査なんというものは——しかし、たとえば
「法務研究」をお書きになった検事さんなんか
いぶん勉強していらつしやることは承知してお
りますよ、りっぱにやっておられたというこ
事。事前検挙になつたら、事件があつたら検挙する
というところ、そういうことはゆつくり本屋へ行
つて化学の本を買つて勉強するということじゃ間
合いませんから、とにかく大いにそういう体制を
つくつてもらうことの御努力をいただきたいと思
ひます。

それから、私はさつき、一つ思い違ひといいま
すか、私自身若干、質問の中にミスがありました
ので訂正をしておきたいと思ひます。
と申しますのは、火力発電所は、大気汚染にし
る、水質汚濁にいたしまして、適用除外でござ
いますね。適用除外でありますから、火力発電所
というもののついて私が言った例は間違ひだつた
と思ふのですが、火力発電所は、都道府県知事
の要請があつて、通産大臣がそれに対して改善を
するという通知をいたしますね。そこで私は、こ
んな場合は一体どうなるのかということをお聞き
したいのです。通産大臣に要請すると同時に、と
にかく、いまの状態を早く改善してもらわなけれ
ば、生命、身体に危険を生ずるおそれがあるとい
うこと、その企業に対しても同じ要請の写しを送
つたというふうな場合は、そのことについて通産大
臣からの改善命令等がある以前に——こなければ
公害罪は適用がないのでしょうか。

○辻政府委員 この公害罪の成否の問題につきま
しては、具体的な状況というものが前提になるわ
けでございまして、ただいま御指摘のきわめて抽
象的な問題について、成否を言うことはできない
と思ひますのでございまして、私も、私どもは、こ
の大気汚染防止法の適用外である適用内である
と、何回も申し上げておりますように、この公
害罪法案は、二条、三条の要件に該当する限り成
立するわけでございます。一人で二条、三条にい
うこの状態をつくつた、こういうふうな評価で
る限り、積極になるわけでございます。その場合
の前提の事実として、どういふいまの通産大臣へ
の勧告でございまして、要請でございまして、そ
ういふ事実があるというところで、この場合によ
つては、一つの犯意、過失の認定の根拠になる
といふことは言えると思ひますのでございませ
う。

○中谷委員 そこで、もう一度お尋ねをいたしま
すが、地下水の場合、おそれがあった場合とおそ
れがない場合とは一体——先ほど私、設例をあ
げましたけれども、魚とプランクトンの関係はか
りおつしやっていますけれども、地下水の場合
は「おそれ」があった場合とない場合では私も絶
対、断じて違ふと思ふ。たとえばプールなんか、

地下水をくみ上げてプールを満たすというふうな
場合に、冬にもそういうふうな人の身体、生命に
危険を生ずるようなカドミウムの汚染がある。し
かし、冬は泳ぎませんね、そういう屋外プールで
は、夏は泳ぐ。夏泳ぐという状態にならなければ
一体検挙できないのではおかしいんで、やはり
「おそれ」がなければ、そういうことはおかしい
んじゃないかという場合も私はあり得ると思ひ
ます。だから、そんなことで蓄積性重金属の場合
を考へてみると、危険というのはおそれである
といふ先ほど参考人の話があつたとしても、おそれ
のおそれを入れておかなければ、こんな場合は事
前検挙はできないと私は考へる。その点について
そうじゃないのだというのを反論があれば御
反論いただきたい。

○辻政府委員 ただいま御指摘の設例でございま
すけれども、地下水が汚染されておるといふ場合
に、この汚染の状況がこの法案の二条、三条の要
件に全部当たるといふ前提でございまして、それ
も、その場合に、地下水が汚染されておるとい
う場合は、やはり人間の飲料水に供せられるかど
うかというその関係における一つの状態の問題であ
ると思ひますのでございまして。人間の飲料に供さ
れるという可能性が全くないところで地下水が汚染
されておるか、人間の飲料に供される可能性が十
分にあるかというところによつて、結論が変わつ
てくるんじゃないかと考へております。

○高橋委員長 中谷君、あんまり名質問で聞きほ
れていたら時間がオーバーしておるのがわからな
くて、三十分もオーバーしています。
○中谷委員 私の質問はこの調子でやつていくと
あと一時間くらい続きます。
○高橋委員長 きょうで打ち切りじゃないのだか
ら、きょうは約束どおりやつて、あとは理事懇で
もつて相談しましょう。
ちよつと速記をとめて。
速記中止
○高橋委員長 速記を始めてください。

○高橋委員長 それでは御報告いたします。
本案に対し、青柳盛雄君から修正案が提出されました。

この際、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。青柳盛雄君。

○青柳委員 内閣提出の人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対して、私の修正案の趣旨を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案にたいする修正案

第二条ないし第五条を次のとおり改める。

(公害事業罪)

第二条 公害の防止に関する他の法令(地方公共団体の条例を含む)の定める基準を越えて、人の健康を害する物質(身体に著積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ)を排出することにより、工場又は事業場における事業活動を不正に継続した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(公害死傷罪)

第三条 前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、一年以上十年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処する。

2 前条の罪を犯した者は、当該排出が死傷の結果を生じさせたものでないことを証明しない限り、前項の処罰を免れることができない。

3 第一項の場合において、死の結果を認識したときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十九条(殺人)及び第二百三条(未遂)の罪の例による。

(両罰)

第四条 法人の代表者若しくは当該事業活動を執行した役員又は若しくは人の代理人が、その法人又は人の業務に関して、前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。(公訴)

第五条 第二条及び第三条の罪の公訴については、刑事訴訟法第二百六十二条ないし第二百六十八条の規定を準用する。この場合において「刑法第百九十三条乃至第百九十六条又は破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四十五条の罪」とあるのは、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第二条及び第三条の罪」と読み替えるものとする。

附則を次のとおり改める。

この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

修正案の理由は次のとおりであります。

一、事業者の業務執行による事業活動に伴う有害物質の排出を、不正な公害事業罪として、その業務執行者とともに、企業を処罰すること。

二、右の公害事業罪が死傷の結果を生じたときには公害死傷罪として、業務執行者とともに企業を重く処罰すること。

三、殺人の故意ある場合には、その業務執行者を殺人罪で処罰すること。

四、以上の各公害犯罪を、迅速適正に処罰するため起訴強制の手続を認めたこと。

これが、この修正案を提出する理由でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時二十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十五年十二月二十二日印刷

昭和四十五年十二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

J